

パブリックコメント用

第2次 小千谷市人権教育・啓発推進計画

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

(案)

基本理念

互いの人権を尊重し、支え合いながら
安心して暮らせるまちの実現をめざして

令和6年（2024年）3月

小千谷市

目 次

第1章 計画の概要	1
1 基本的な考え方	1
2 計画改定の背景	2
3 これまでの小千谷市の取組	3
4 計画の体系	5
5 SDGsと人権	6
第2章 意識調査の結果から	7
1 市民意識調査の結果	7
2 考察	19
第3章 さまざまな場における人権教育・啓発の推進	20
1 学校等における人権教育の推進	20
2 家庭や地域における人権啓発の推進	21
3 事業所等に対する人権啓発の推進	22
4 市職員に対する人権教育の推進	23
5 相談体制の充実	24
第4章 分野別の人権教育・啓発の推進	25
1 女性	25
2 子ども	27
3 高齢者	31
4 障がいのある人	33
5 同和問題	36
6 外国籍住民等	41
7 感染症患者等	43
8 インターネット上での人権侵害	46
9 性的マイノリティ	48
10 その他の人権問題	49
第5章 計画の実現に向けて	51
1 庁内体制の整備	51
2 関係機関等との連携	51
3 計画の評価と見直し	51
4 数値目標	52
<参考資料>	53

第1章 計画の概要

1 基本的な考え方

(1) 基本理念

**互いの人権を尊重し、支え合いながら
安心して暮らせるまちの実現をめざして**

日本国憲法において、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」として保障されています。自分の人権が侵害されたり、他者の人権を侵害したりすることなく、互いの人権を尊重しながら、人権を守るために市民が協力し合うことにより、すべての市民が安心して生活できるまちになることをめざして計画を推進します。

(2) 計画改定の趣旨

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、「地方公共団体は、（同法律の）基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定しています。

また、私たちのまわりでは、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などのさまざまな人権課題があることから、引き続き市が取り組むべき人権教育及び人権啓発の基本的な方向を明らかにし、市民とともに基本理念を達成させるため、第2次計画を策定することとしました。

(3) 計画の性格

本計画は、国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を基とし、「第五次小千谷市総合計画」との整合性を保ち、本市における人権教育及び人権啓発の施策を総合的に進めるための指針となる計画です。

また、市民との協働並びに国、県、関係市町村、関係機関、及び関係団体との連携並びに協力によって実現していく計画です。

(4) 計画の期間

第2次計画期間は令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

2 計画改定の背景

(1) 国際的動向

1948年（昭和23年）、国際連合の総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」が採択されました。その第1条では、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」、第2条では、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができます。」と書かれています。

以来、「世界人権宣言」の理念を実効あるものとするため、「国際人権規約」をはじめ、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「人種差別撤廃条約」など、多くの人権に関する条約を採択し、人権が尊重される世界の実現をめざしてきました。

また、1994年（平成6年）の国連総会では、1995年（平成7年）からの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、「行動計画」が採択されました。

その後、「人権教育のための国連10年」の最終年を迎えた2004年（平成16年）に、国連総会において「人権教育のための世界プログラム」が決議され、21世紀を人権の世紀とする活動が進められています。

(2) 国・県の動向

国では、基本的人権の尊重をうたった日本国憲法のもと、人権に関するさまざまな分野において法の整備や各種施策を実施するとともに、国際社会の一員として、「国際人権規約」などの人権に関する条約を批准し、人権が尊重される社会を形成するための取組を進めてきました。

1997年（平成9年）には、「人権教育のための国連10年」の国連決議を受け、「国内行動計画」を策定し、関係府庁での取組を開始しました。

また、我が国固有の人権問題である同和問題に関する取組については、1965年（昭和40年）に同和対策審議会の答申が提出され、1969年（昭和44年）に施行された「同和対策事業特別措置法」をはじめ、1982年（昭和57年）に「地域改善対策特別措置法」、1987年（昭和62年）に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を施行し、各種施策を実施してきました。

1996年（平成8年）、地域改善対策協議会の意見具申を受けて、1997年（平成9年）に施行された「人権擁護施策推進法」に基づき、人権擁護推進審議会が設置されました。同審議会の答申を受けて2000年（平成12年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行しました。同法では、人権教育・啓発の推進についての国及び地方公共団体の責務並びに国民の責務が明確にされました。そして同法に基づき、2002年（平

成 14 年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。この計画において人権尊重社会の実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していく姿勢を示しています。

近年では、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消推進法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」など個別の人権問題ごとの法律が施行され、人権を守る仕組みづくりに向け、継続した対応がなされています。なお、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が一部改正され、2024 年（令和 6 年）4 月から、事業者による障がいのある人への合理的配慮[※]の提供が義務化されます。

県では、1978 年（昭和 53 年）に同和教育を中心とした人権教育を推進するため、「同和教育基本方針」を策定しました。

そして、2004 年（平成 16 年）には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、人権に配慮した施策を実施しています。また、2010 年（平成 22 年）には「新潟県人権教育基本方針」を策定し、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進と充実を図るよう取り組んでいます。

さらに、2018 年（平成 30 年）1 月に策定した総合計画「にいがた未来創造プラン」に人権啓発を位置付けて明記するとともに、2020 年（令和 2 年）3 月に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」の見直しを行いました。

3 これまでの小千谷市の取組

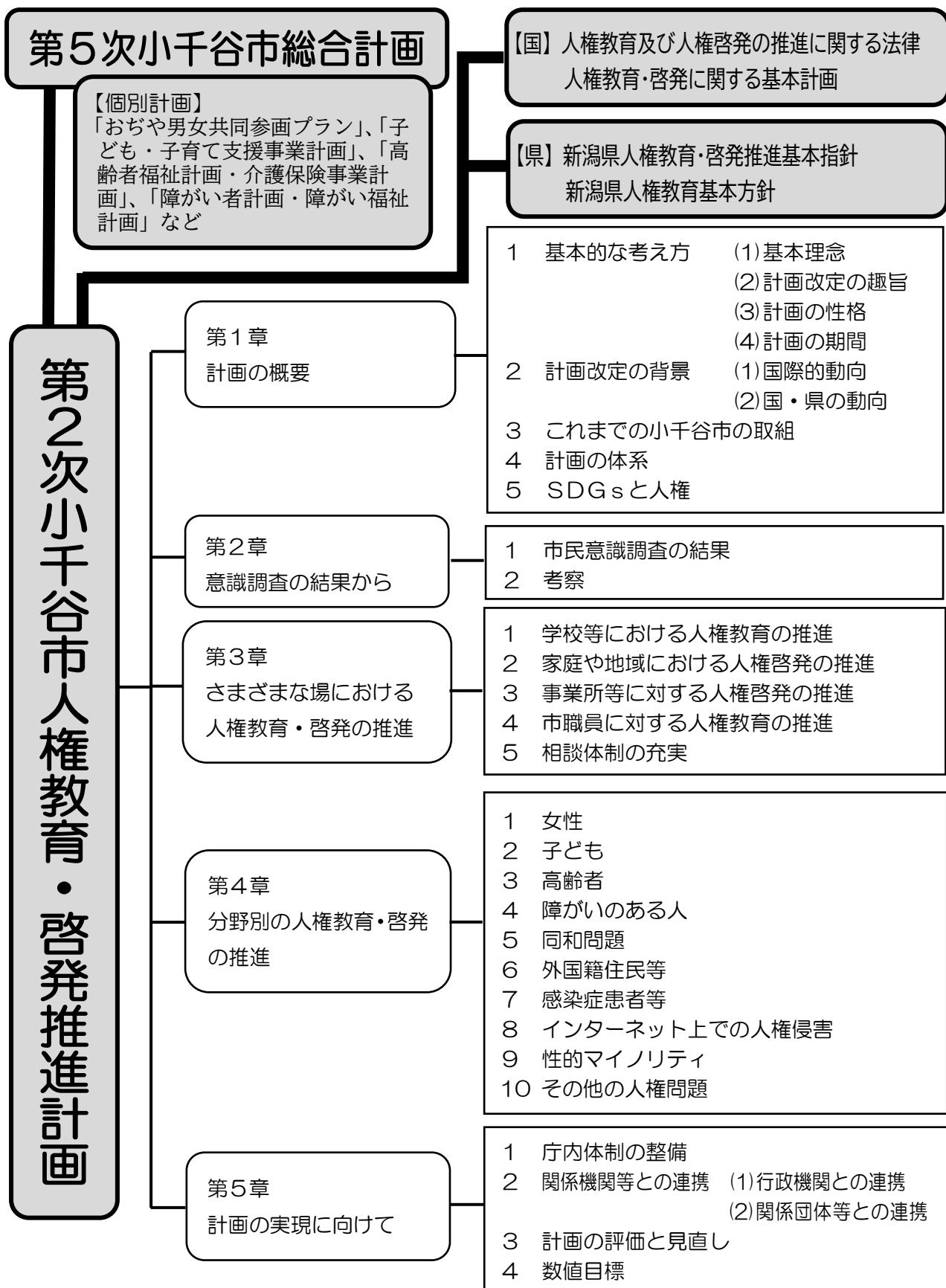
本市では、「おぢや男女共同参画プラン」に基づく、男女共同参画社会の実現に向けた取組をはじめ、人権講演会の開催や人権擁護委員による相談活動、各種行事における啓発活動等を行い、人権意識の高揚に取り組んできたほか、2016 年（平成 28 年）からは本人通知制度を導入し、住民票の写しなどの不正請求や不正取得の抑制と個人の権利侵害の防止を図っています。なお、2021 年（令和 3 年）3 月からはインターネット上に掲載されている差別情報を調査する「モニタリング事業」を開始し、本市に関する部落差別情報の書き込みが確認されたことから、2023 年（令和 5 年）5 月には市長が法務局に直接出向いて削除要請を行うなど、部落差別を含むあらゆる差別から市民を守る取組を進めています。

※合理的配慮：障がいのある人から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くために行う配慮のこと。

また、2023年（令和5年）11月には、部落差別をはじめ「子ども」「女性」「障がい者」「水俣病」「ハンセン病」「外国籍住民」などに対するあらゆる差別の実態を明らかにし、差別の撤廃と人権の確立を広く県民へ訴えるために毎年市町村を巡回して開催されている「いのち・愛・人権」展を、初めて本市で行いました。初日の記念講演会には約450人、1週間にわたり展示を行ったパネル展には約2,500人の児童生徒及び市民が来場しましたが、この人権展の開催を一過性のものとせず、今後、市民一人ひとりの人権意識が一層高まる契機となるように、さらなる取組を進めます。

子育てや福祉分野では、「小千谷市子ども・子育て支援事業計画」、「小千谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「小千谷市障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、子どもや高齢者、障がいのある人に対しても、安心して暮らせるための取組を進めてきました。

学校教育では、教職員が人権感覚を磨き、指導力を高めるための研修を年2回以上実施し、子どもたちの人権感覚を豊かにする教育を進めてきました。特に、東小千谷小学校は、2022（令和4）年度と2023（令和5）年度の2年間、文部科学省の人権教育研究推進事業の人権教育研究指定校となり、2023年（令和5年）11月には「新潟水俣病被害者に対する偏見や差別をなくすため行動しよう」との主題で、人権教育、同和教育の授業研究会を開催しました。同校の教職員は、2年間にわたり現地研修や授業研究などさまざまな研修を積み重ねながら人権感覚を磨き、優れた実践と研究発表を行いました。



5 SDGs^{*}と人権

2015年9月に国連で「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。そこに含まれるSDGs（持続可能な開発目標）の17目標・169ターゲットの達成に向けて、世界でも国内でも、さまざまな取組が進められています。

SDGsの内容はどれも「人が生きること」と関連しており、人権がベースにあります。「2030アジェンダ」の冒頭にある「誰一人取り残さない」はそれを象徴しています。

なお、本市は内閣府が設置する地方創生SDGs官民連携プラットフォーム会員であり、小千谷市総合計画の推進を図ることにより、SDGsの達成に繋げていくこととしています。本市総合計画のもとで個別計画として位置付けられている本計画においては、第4章の各人権課題の分野別取組ごとに、SDGsとの関連を示しています。



目標1：貧困をなくそう

目標2：飢餓をゼロに

目標3：すべての人に健康と福祉を

目標4：質の高い教育をみんなに

目標5：ジェンダー平等を実現しよう

目標6：安全な水とトイレを世界中に

目標7：エネルギーをみんなに そして
クリーンに

目標8：働きがいも 経済成長も

目標9：産業と技術革新の基盤をつくろう

目標10：人や国の不平等をなくそう

目標11：住み続けられるまちづくりを

目標12：つくる責任 つかう責任

目標13：気候変動に具体的な対策を

目標14：海の豊かさを守ろう

目標15：陸の豊かさも守ろう

目標16：平和と公正をすべての人に

目標17：パートナーシップで目標を達成
しよう

*SDGs（エスディージーズ）：「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の17の目標。

第2章 意識調査の結果から

1 市民意識調査の結果

1) 調査の目的

市民の人権に関する意識・実態等を統計的手法によって把握・分析し、前回調査(H29実施)との比較を行い、小千谷市人権教育・啓発推進計画改定の基礎資料を得るとともに、今後の施策に反映することを目的として実施しました。

市民意識調査の全項目は、

小千谷市ホームページで
ご覧いただけます。



<https://www.city.ojiya.niigata.jp/life/5/29/423/>

2) 調査方法

- (1) 調査対象：令和4年9月30日現在小千谷市内在住、16歳以上の市民1,000人
- (2) 抽出法：住民基本台帳から無作為抽出
- (3) 調査方法：配布・回収とも郵送
- (4) 調査項目：設問36問

3) 調査票回収結果

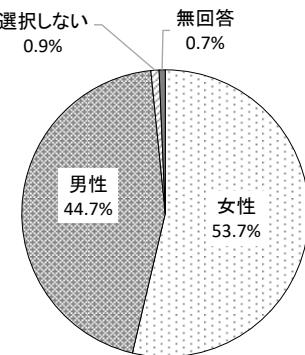
今回 (R4 実施)

参考：前回 (H29 実施)

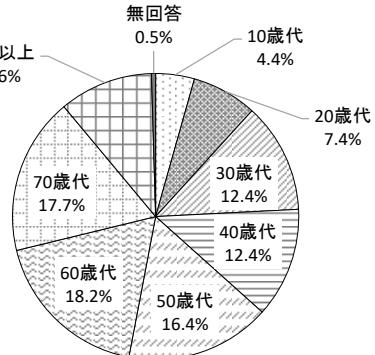
配布数	1,000 件	1,000 件
回収数 (回収率)	434 件 (43.4%)	505 件 (50.5%)

4) 回答者の属性

【性別】



【年齢】



性別	女性	233 人	53.7%
	男性	194 人	44.7%
	選択しない	4 人	0.9%
	無回答	3 人	0.7%

年代別	10歳代	19 人	4.4%
	20歳代	32 人	7.4%
	30歳代	54 人	12.4%
	40歳代	54 人	12.4%
	50歳代	71 人	16.4%
	60歳代	79 人	18.2%
	70歳代	77 人	17.7%
	80歳以上	46 人	10.6%
	無回答	2 人	0.5%

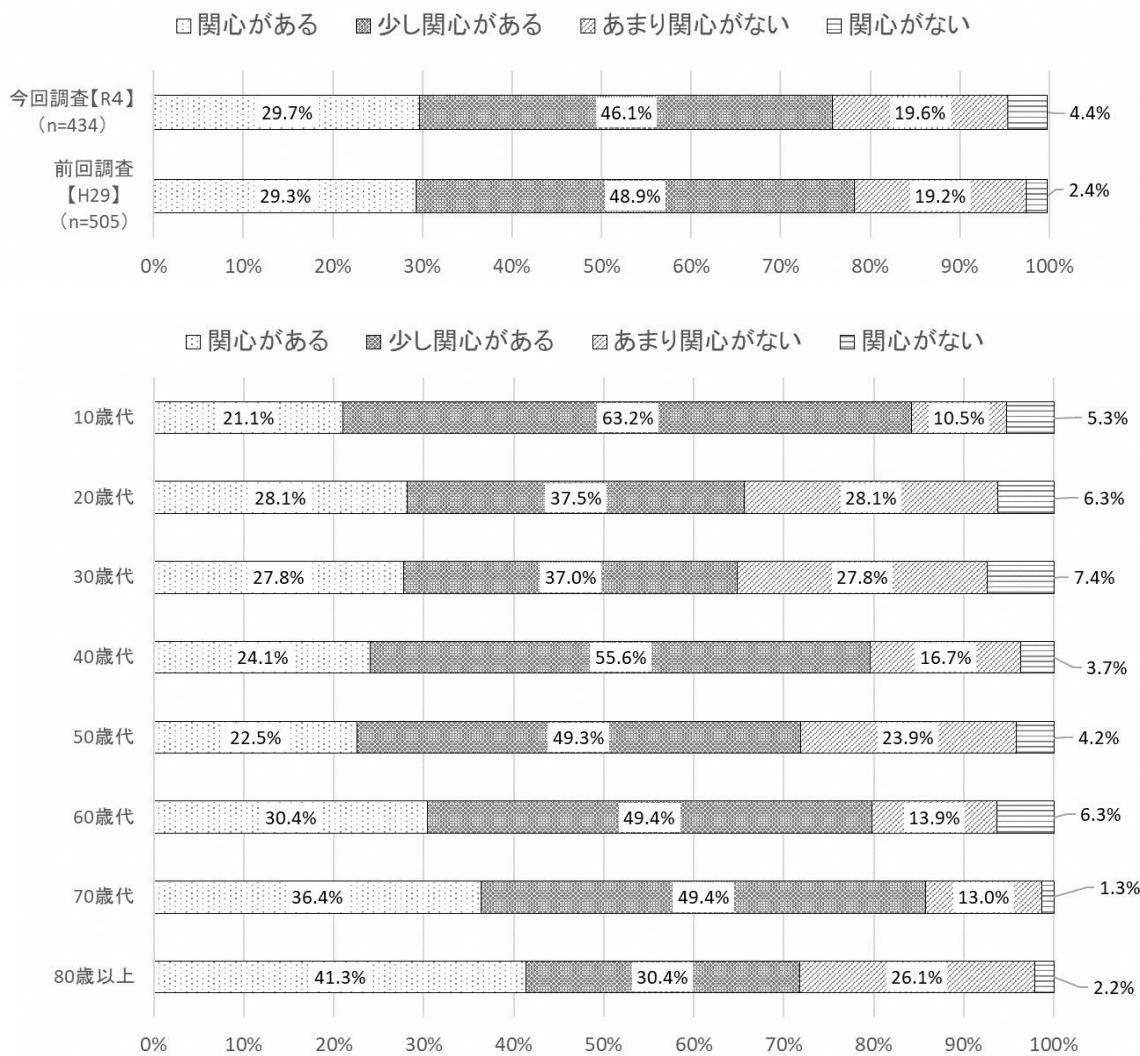
5) 調査結果の分析

(1) 人権全般について

【前回調査との比較】

- ・人権や差別問題について「少し関心がある」「関心がある」の回答と合わせると 75.8%となり、関心の高さが伺えるものの、前回調査（78.2%）と比較するとやや減少し、2022 年度目標値（85.0%）は達成できませんでした。
- ・年代別では、70 歳代で「関心がある」と「少し関心がある」を合わせると 85.8%、10 歳代で 84.3%と高かった一方、20~30 歳代では7割に満たない結果となりました。

問3 あなたは人権や差別の問題に関心がありますか（あてはまるもの1つ）



【計画改定への方向性】

- ・特に、関心があまり高くない青年層（20~30 歳代）に対して、一層の具体的な啓発が必要と考えます。

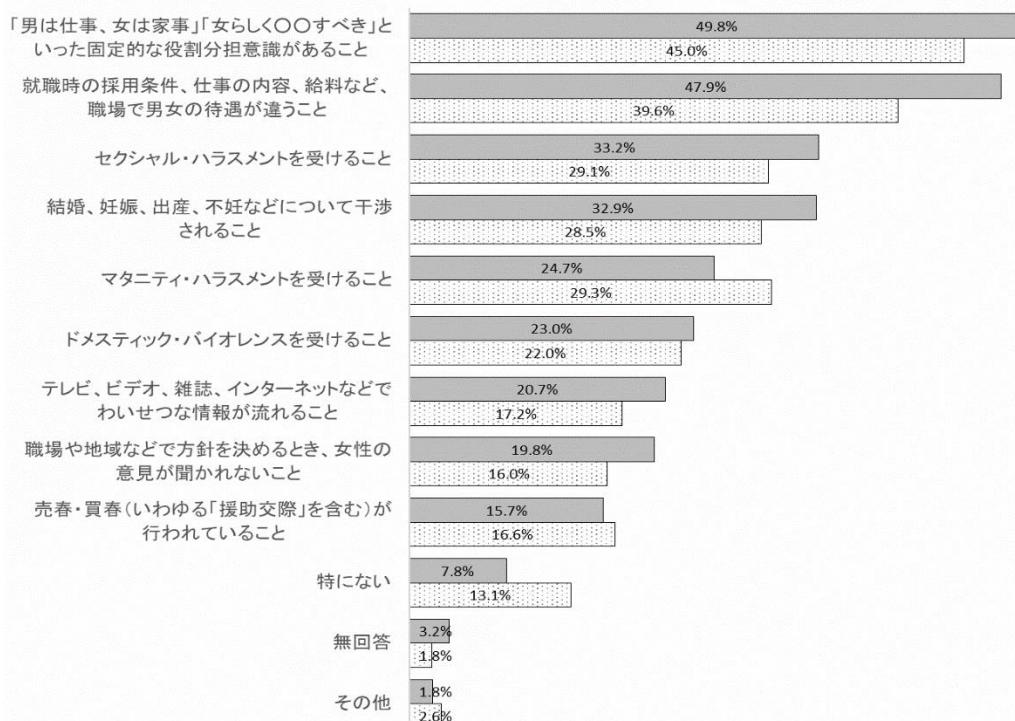
(2) 女性の人権について

【前回調査との比較】

- ・問題があると思うこととして回答があった割合は、「就職時の採用条件、仕事の内容、給料など、職場で男女の待遇が違うこと」の増加が最も大きくなりました。(39.6%→47.9%)
- ・必要なこととして回答があった割合は、「男女平等に関する学校教育、社会教育、家庭教育を充実させる」の増加が最も大きくなりました。(40.8%→47.9%)

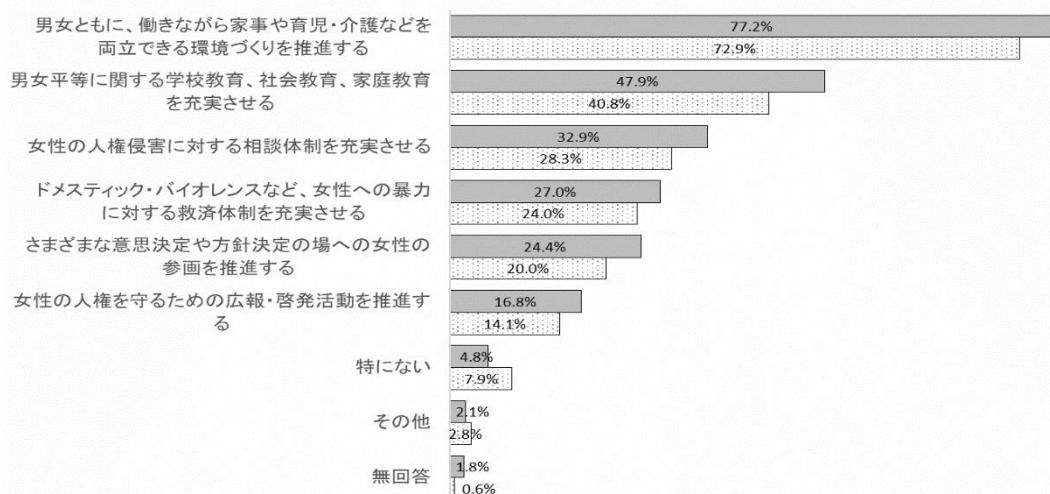
問9 女性の人権について、あなたが特に問題があると思うことはどのようなことですか（複数回答可）

■今回調査【R4】(n=434) □前回調査【H29】(n=505)



問10 あなたは女性の人権を守るために、特にどのようなことが必要だと思いますか（複数回答可）

■今回調査【R4】(n=434) □前回調査【H29】(n=505)



【計画改定への方向性】

- ・問題があると思うこととして、「男は仕事、女は家事」「女らしく○○すべき」といった固定的な役割分担意識があること」が 49.8% (216 件) と最も多かったことから、学校教育、社会教育、家庭教育などのあらゆる場面を通じて、本市全体でこうした意識を変えていくための啓発がさらに必要と考えます。

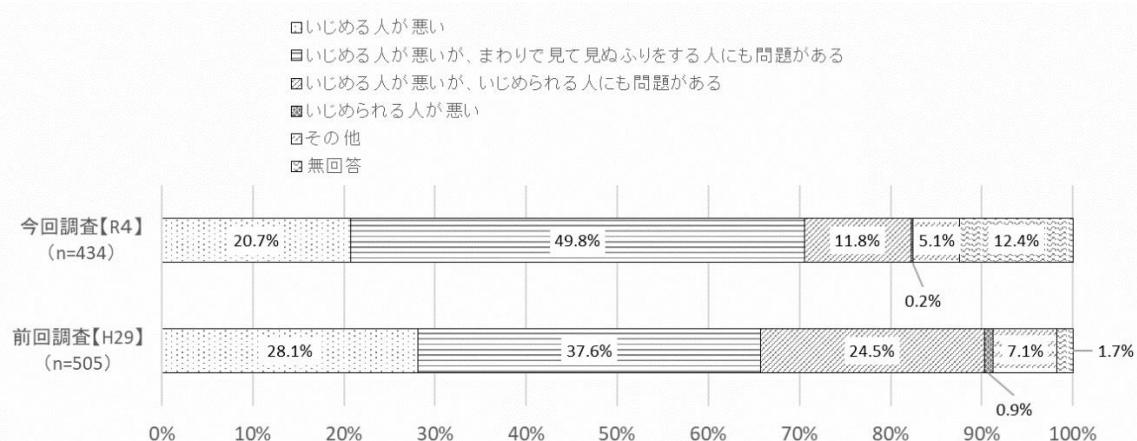
(3) 子どもの人権について

【前回調査との比較】

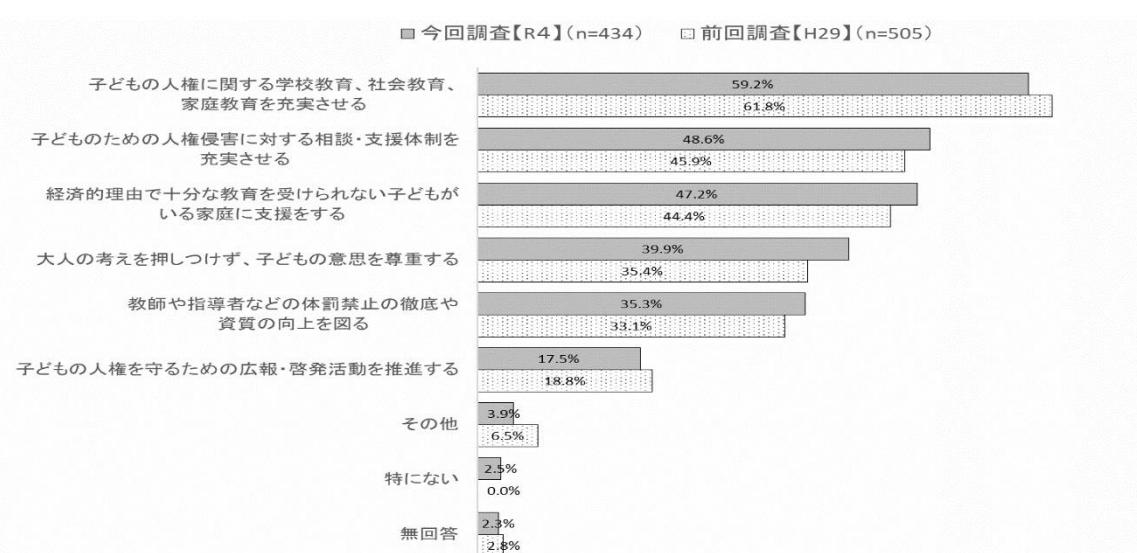
- ・いじめ問題については、前回調査と比べて「いじめる人が悪いが、まわりで見て見ぬふりをする人にも問題がある」と回答した割合が大きく増加し (37.6%→49.8%)、「いじめる人が悪いが、いじめられる人にも問題がある」と回答した割合が大きく減少しました (24.5%→11.8%)。

- ・必要なこととして、「子どもの人権に関する学校教育、社会教育、家庭教育を充実させる (59.2%、257 件)」が最も多くなりました。

問 12 学校における子どもの「いじめ」問題について、あなたはどのように考えますか（特にあてはまるもの1つ）



問 13 あなたは子どもの人権を守るためにには、特にどのようなことが必要だと思いますか（複数回答可）



【計画改定への方向性】

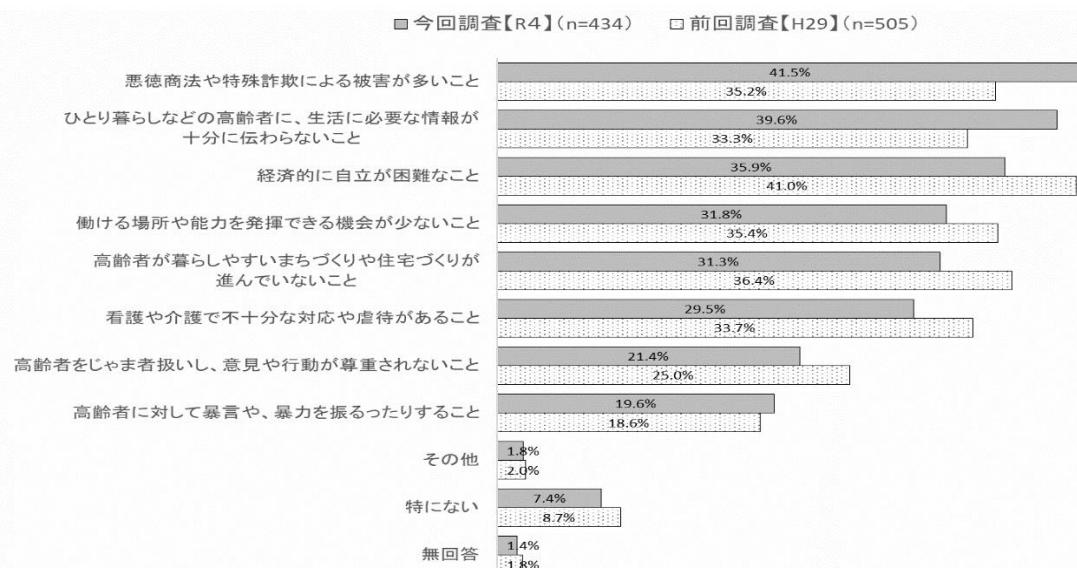
- ・「いじめられる人にも問題がある」といった誤った認識が大きく減少したことは、これまでの啓発や教育の成果と考えられ、その継続が求められます。同時に、「ヤングケアラー」といった新たに表面化した子どもの人権課題について対応する必要があると考えます。

(4) 高齢者の人権について

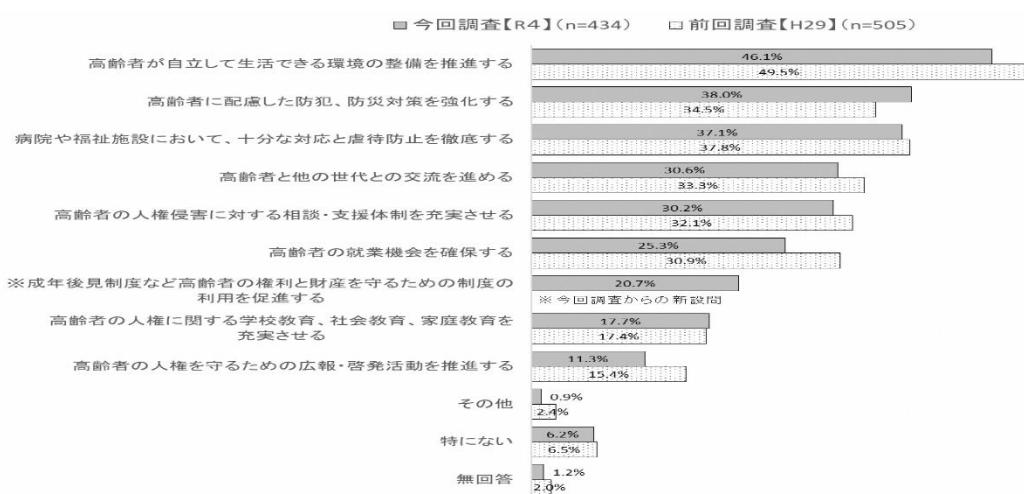
【前回調査との比較】

- ・問題があることのうち、「悪徳商法や特殊詐欺による被害が多いこと」(35.2%→41.5%) 及び「ひとり暮らしなどの高齢者に、生活に必要な情報が十分に伝わらないこと」(33.3%→39.6%) と回答のあった割合の増加が大きくなりました。
- ・必要なこととして回答があった割合は、「高齢者に配慮した防犯、防災対策を強化する」の増加が最も大きになりました。(34.5%→38.0%)

問 14 高齢者の人権について、あなたが特に問題があると思うことはどのようなことですか（複数回答可）



問 15 あなたは高齢者の人権を守るために、特にどのようなことが必要だと思いますか（複数回答可）



【計画改定への方向性】

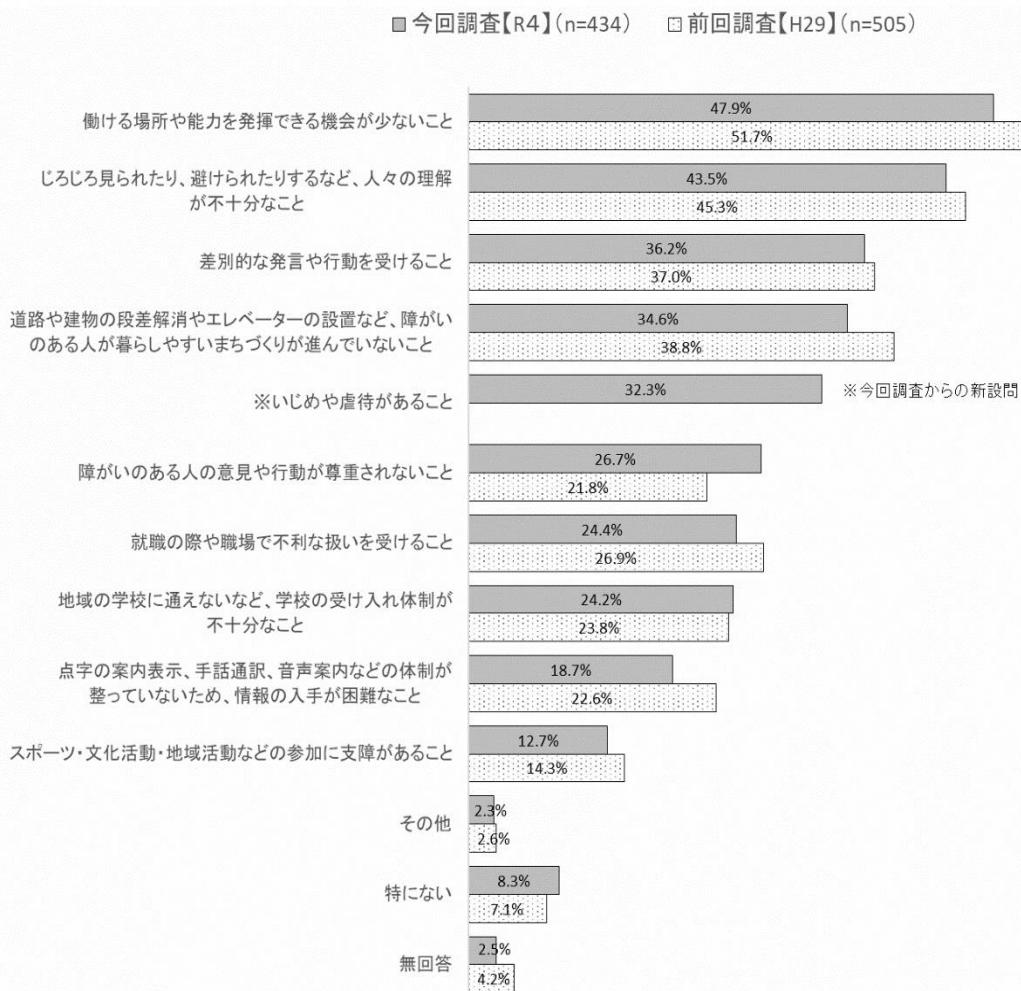
- ・高度情報社会が進展する一方、コンピュータやインターネットといった情報技術を使える人と、そうでない人との間で生じる情報格差（デジタル・ディバイド）を、高齢者の人権課題として捉える必要があると考えます。

（5）障がいのある人の人権について

【前回調査との比較】

- ・問題があると思うこととして回答のあった割合は、「障がいのある人の意見や行動が尊重されないこと」の増加が最も大きくなりました（21.8%→26.7%）。また、「いじめや虐待があること」は前回には無い設問でしたが、32.3%と高い割合となりました。

問 16 障がいのある人の人権について、あなたが特に問題があると思うことはどのようなことですか（複数回答可）



【計画改定への方向性】

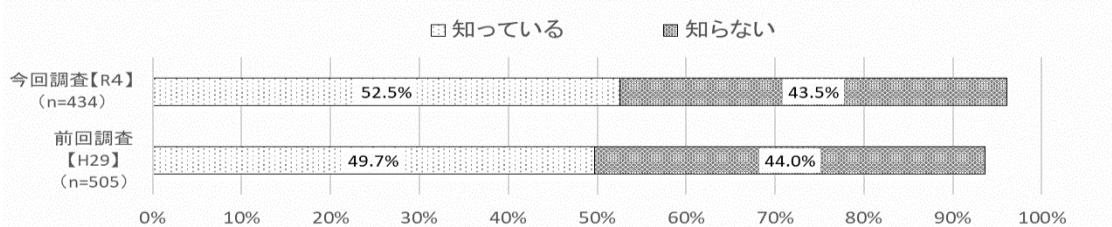
- ・障がいのある人（当事者）の人権に関する啓発を強化する必要があると考えます。

(6) 同和問題について

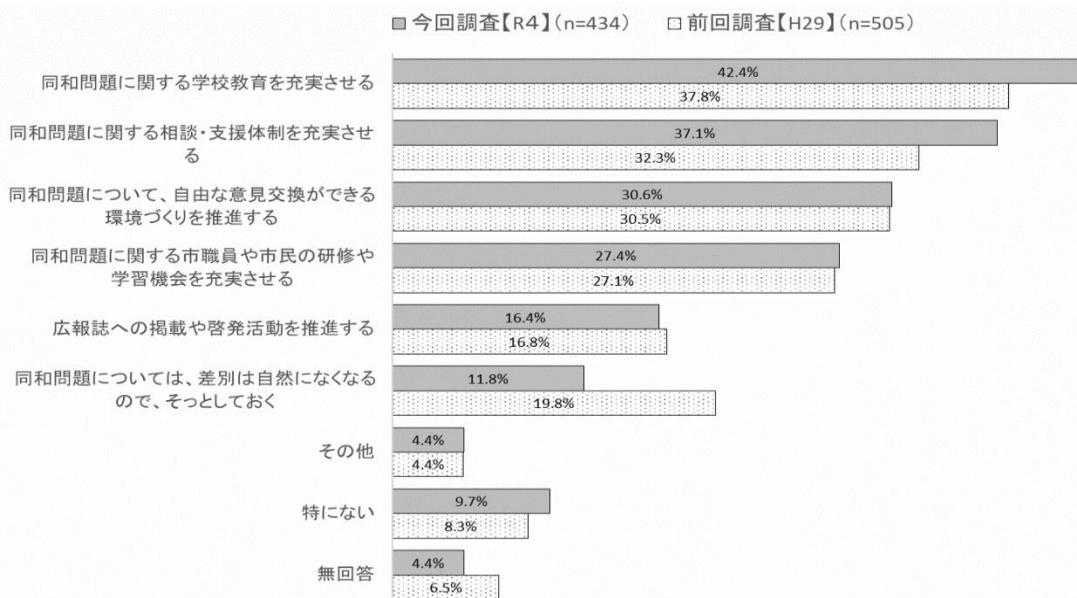
【前回調査との比較】

- ・同和問題や同和地区があることを「知っている」と回答のあった割合が、49.7%→52.5%とやや増加しましたが、2022年度目標値（60.0%）には及びませんでした。また、「部落差別解消推進法を知っている人の割合」は、13.5%→15.0%とやや増加したものの、2022年度目標値（30.0%）には遠く及ぼませんでした。
- ・必要なこととして、回答のあった割合の増加が最も大きくなったのが「同和問題に関する相談・支援体制を充実させる」（32.3%→37.1%）でした。また、回答のあった割合の減少が最も大きくなったのが、「同和問題については、差別は自然になくなるので、そっとしておく」でした（19.8%→11.8%）。

問 18 あなたは、同和問題や同和地区があることを知っていますか（いずれか 1 つ）



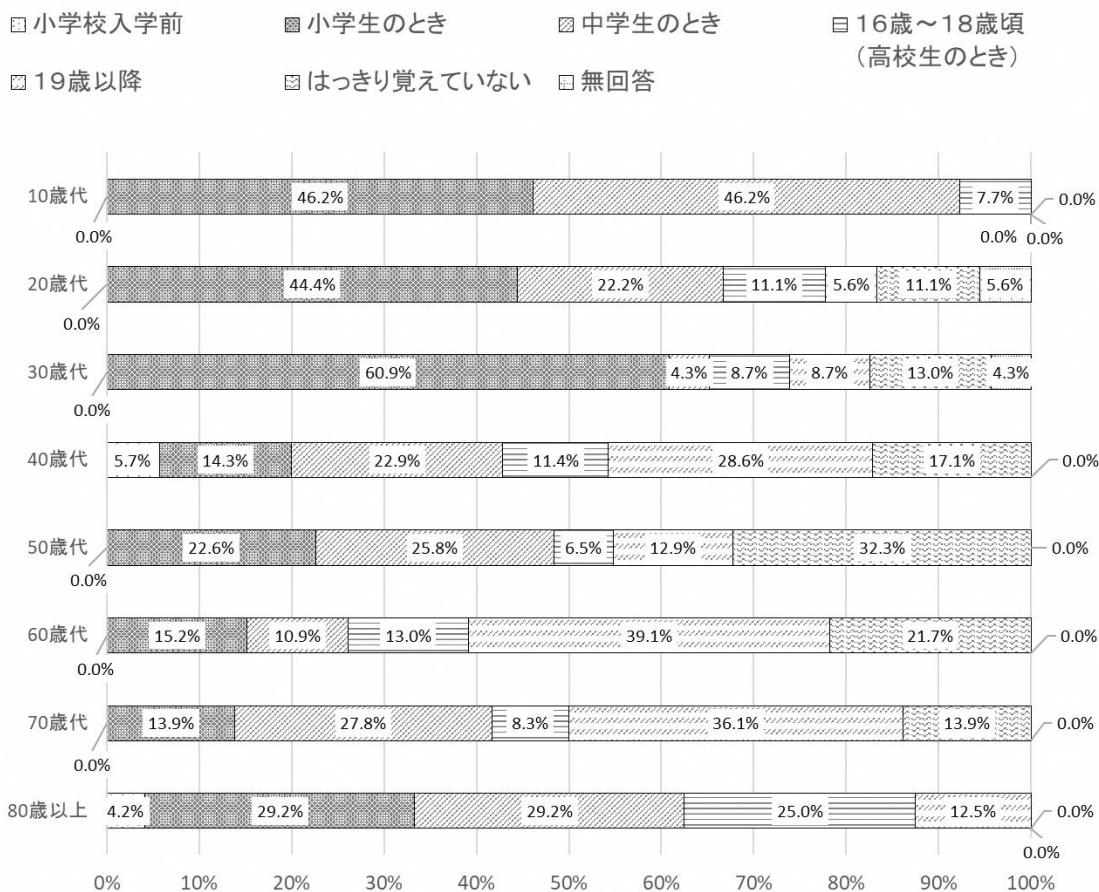
問 25 あなたは、同和問題を解決するためには、特にどのようなことが必要だと思いますか（複数回答可）



【計画改定への方向性】

- ・同和問題を初めて知った時期について 10 歳代では 9 割以上、20~30 歳代までは 6 割以上が中学生までに知ったと回答しており、近年の学校における同和教育が浸透している成果と言えます。一方で、40~50 歳代では中学生までに同和問題を知ったとの回答が 5 割を下回り、60 歳代では 3 割を下回っていることから、これらの世代への同和問題の啓発を、生涯学習などを通じてさらに取り組む必要があると考えます。

問19 あなたが同和問題や同和地区について初めて知ったのは、いつ頃ですか（あてはまるもの1つ）

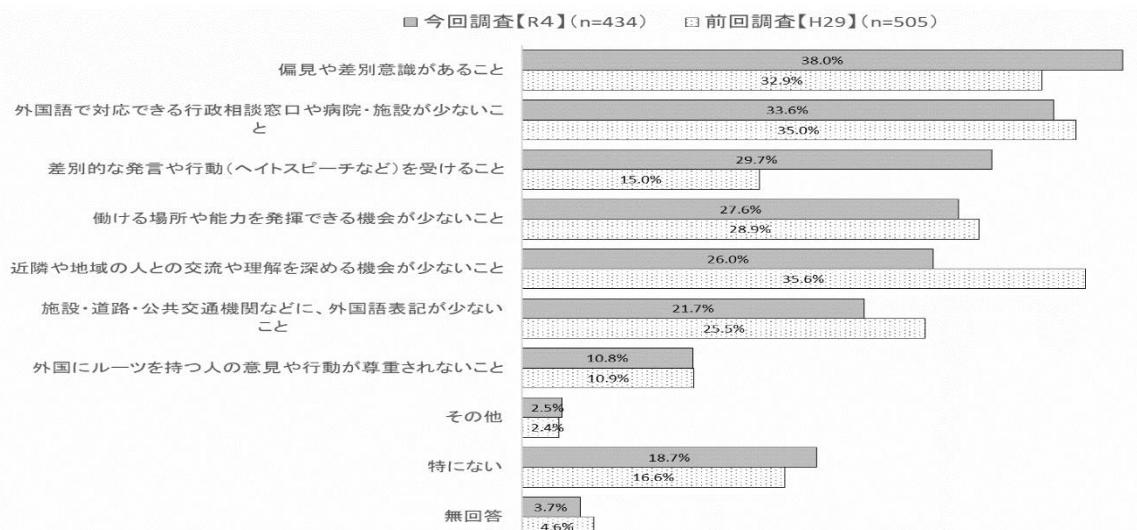


(7) 外国籍住民等の人権について

【前回調査との比較】

- ・問題があると思うこととして回答のあった割合は、「差別的な発言や行動（ヘイトスピーチなど）を受けること」の増加が突出して大きくなりました（15.0%→29.7%）。

問26 外国籍住民等の人権について、あなたが特に問題があると思うことはどのようなことですか（複数回答可）



【計画改定への方向性】

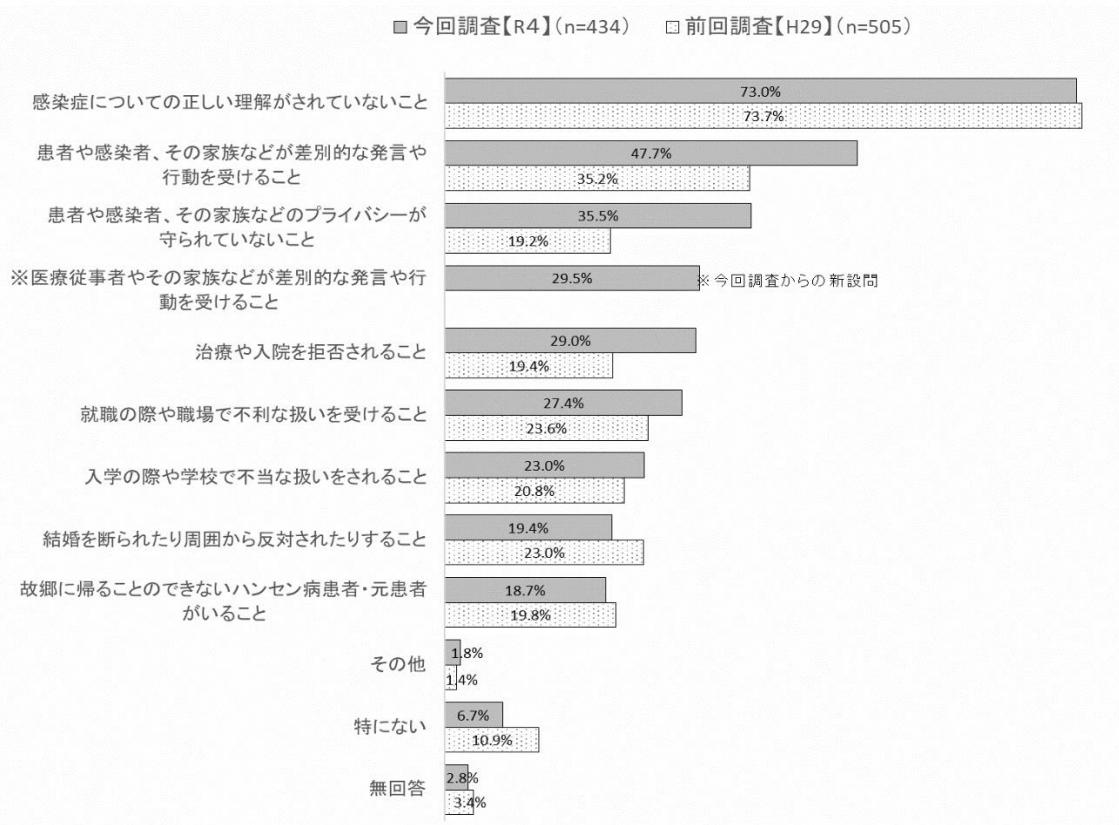
- ・外国人に対する根強い偏見や差別意識が、近年におけるSNS等の利用拡大によってさらに拡散する傾向について、対策を講じる必要があると考えます。

(8) 新型の感染症患者やそのほかの感染症患者（エイズ患者、HIV感染者など）、ハンセン病患者及び元患者などの人権について

【前回調査との比較】

- ・新型コロナウイルス感染症の発生により、問題があることとして、「患者や感染者、その家族などが差別的な発言や行動を受けること」（35.2%→47.7%）、「患者や感染者、その家族などのプライバシーが守られていないこと」（19.2%→35.5%）及び「治療や入院を拒否されること」（19.4%→29.0%）と回答のあった割合が大きくなりました。また、新規の設問である「医療従事者やその家族などが差別的な発言や行動を受けること」も 29.5%と、高い割合となりました。

問 28 感染症患者等とその家族の人権について、あなたが特に問題があると思うことはどのようなことですか（複数回答可）



【計画改定への方向性】

- ・新型コロナウイルス感染症により発生したさまざまな人権問題をしっかり検証して、計画に反映させる必要があると考えます。

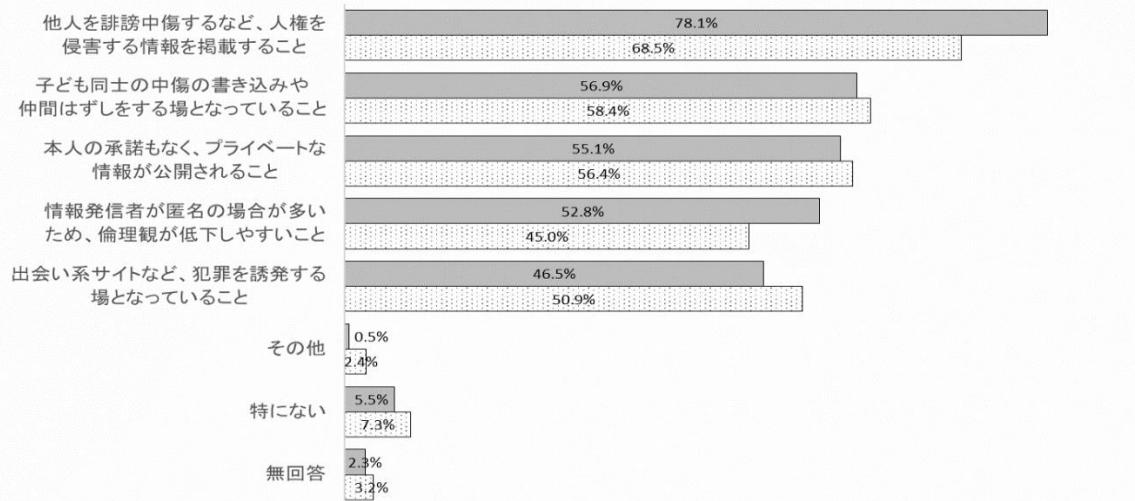
(9) インターネット上での人権侵害について

【前回調査との比較】

- ・問題があると思うこととして回答のあった割合は、「他人を誹謗中傷するなど、人権を侵害する情報を掲載すること」の増加が最も大きくなりました。(68.5%→78.1%)
- ・必要なこととして回答のあった割合の増加が最も大きかったのは、「インターネット利用についての学校教育、社会教育、家庭教育を充実させる」でした(42.6%→47.5%)。

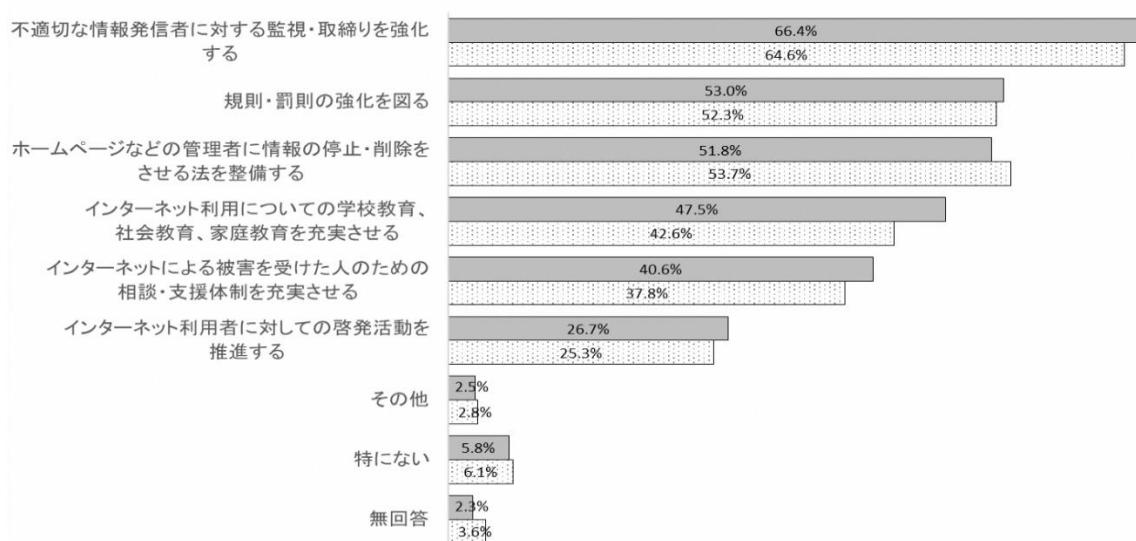
問30 インターネット上での人権侵害について、あなたが特に問題があると思うことはどのようなことですか（複数回答可）

■ 今回調査【R4】(n=434) □ 前回調査【H29】(n=505)



問31 インターネットによる人権侵害をなくすためには、特にどのようなことが必要だと思いますか（複数回答可）

■ 今回調査【R4】(n=434) □ 前回調査【H29】(n=505)



【計画改定への方向性】

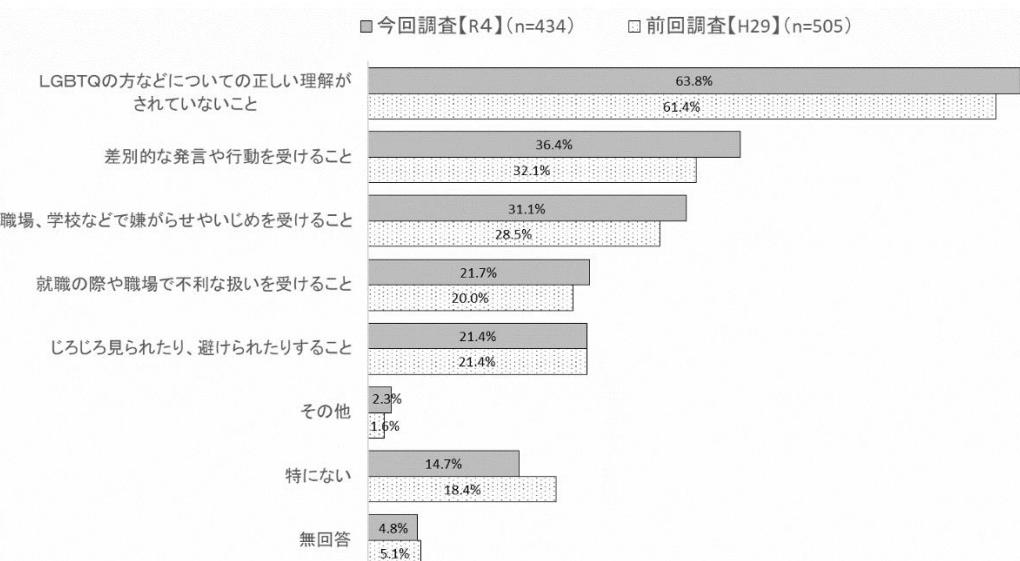
SNS等の利用拡大により、より実効性のある教育・啓発について検討する必要があると考えます。

(10) 性的マイノリティの人権について

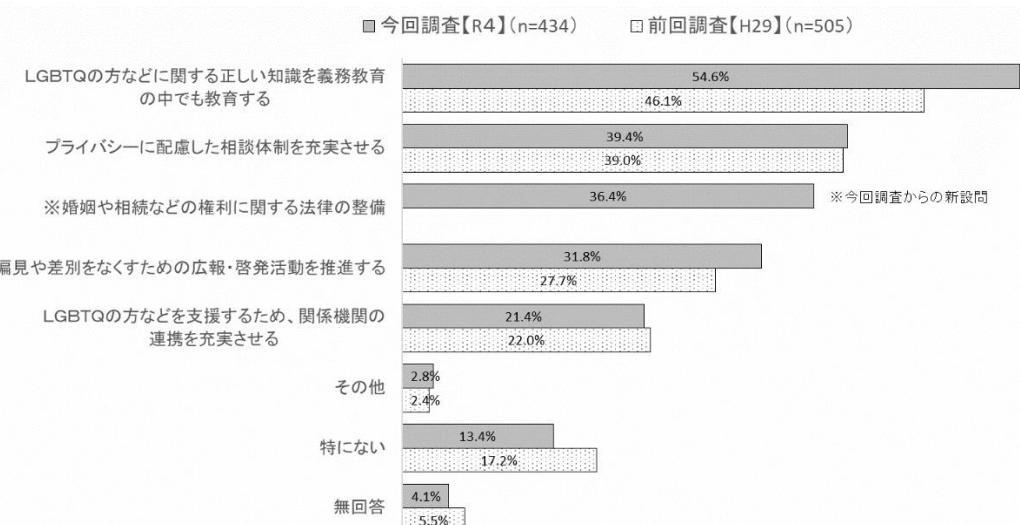
【前回調査との比較】

- 問題があると思うこととして回答のあった割合は、「差別的な発言や行動を受けること」の増加が最も大きくなりました (32.1%→36.4%)。
- 必要なこととして回答のあった割合は、「L G B T Q[※]の方などに関する正しい知識を義務教育の中でも教育する」の増加が最も大きになりました (46.1%→54.6%)。

問 32 同性愛者や性同一性障がい者などの人権について、あなたが特に問題があると思うことはどのようなことですか（複数回答可）



問 33 あなたは同性愛者や性同一性障がい者などの人権を守るために、特にどのようなことが必要だと思いますか（複数回答可）



※L G B T Q： 性の多様性において少数派である「性的マイノリティ」の総称の一つ。女性が女性を好きになるレズビアン(L)、男性が男性を好きになるゲイ (G)、男性も女性も好きになるバイセクシャル (B)、からだとこころの性が一致しないトランスジェンダー (T)、性的指向を探しているクエスチョンング (Q) の頭文字からなる。

【計画改定への方向性】

LGBTQの方々の人権は、近年、急速に顕在化してきた問題であり、国内外においてさまざまな議論が巻き起こっていることから、より幅広い世代への啓発についても検討する必要があると考えます。

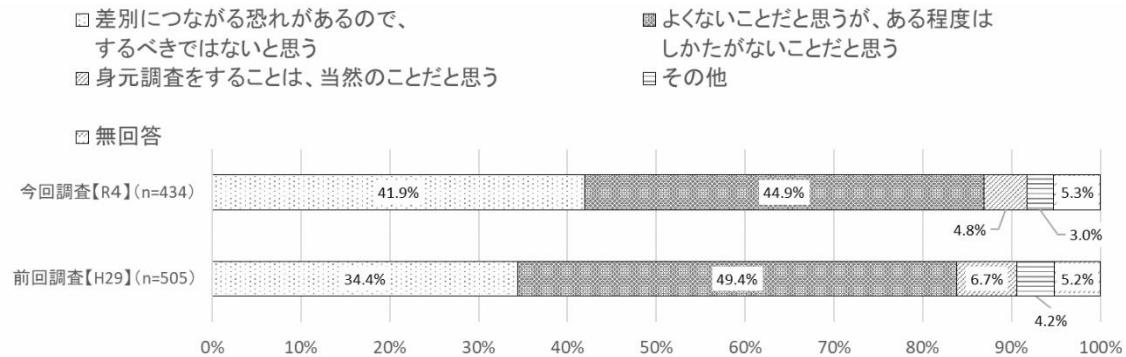
(11) 人権を守るための活動について

【前回調査との比較】

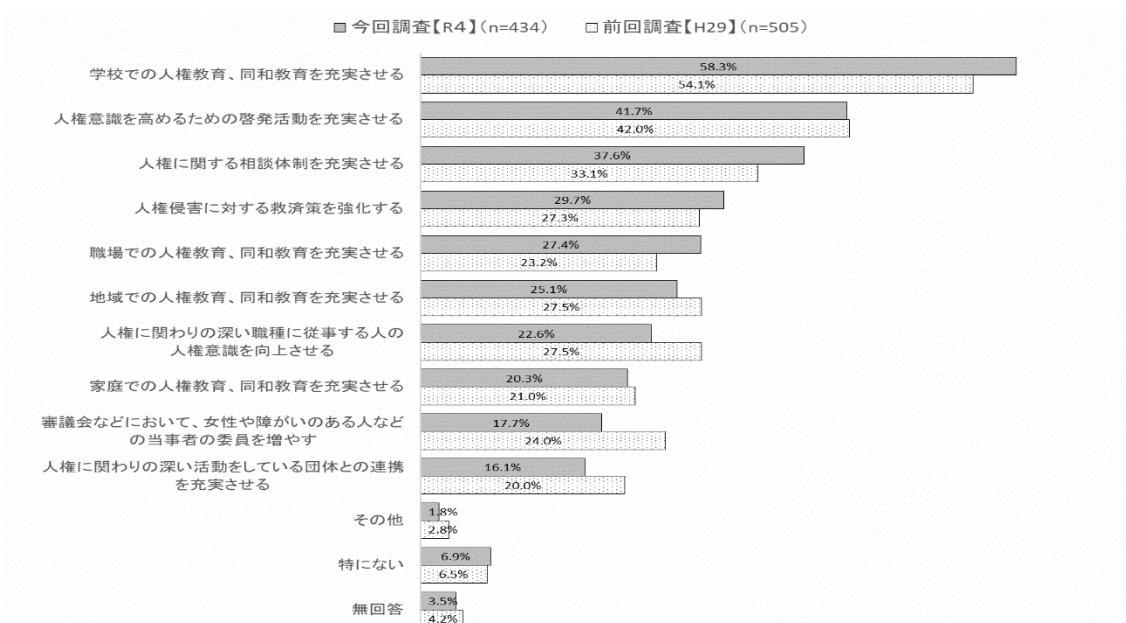
・身元調査について、「るべきではない」が 34.4%→41.9%と増加し、啓発活動や同和教育の成果により、身元調査をよくないことと考える意識が広がっています。一方、身元調査を「ある程度はしかたがない」または「当然のことだと思う」と肯定する回答は、前回と比較して 6.4%減少したものの、いまだ全体の 49.7%を占めており、2022 年度目標値の 45.0%を下回ることはできませんでした。

・今後必要な取組として回答があった割合で最も増加が大きかったのは、「人権に関する相談体制を充実させる (33.1%→37.6%)」でした。

問 34 あなたは「身元調査」についてどのように考えますか（あてはまるもの 1 つ）



問 35 あなたは、小千谷市が人権教育・啓発を推進していくために、今後特にどのような取組が必要だと思いますか（複数回答可）



【計画改定への方向性】

・今回の調査では、今後必要な取組として、「学校での人権、同和教育を充実させる（58.3%）」が最も多く、次いで、「人権意識を高めるための啓発活動を充実させる（41.7%）」、「人権に関する相談体制を充実させる（37.6%）」、「人権侵害に対する救済策を強化する（29.7%）」、「職場での人権教育、同和教育を充実させる（27.4%）」と続きました。これらの取組の、総合的かつより効果的な推進が求められていると考えます。

2 考察

調査の結果、2017年（平成29年）の前回調査を踏まえて設定された6項目の数値目標（52ページに記載）は、いずれも達成することができませんでした。計画改定前から改善されてきている項目もあるものの、改善が進まないものや、新たな課題も発生していることから、本市において人権侵害が起こらないための取組や、互いの人権を尊重するために意識の改善を引き続き行っていく必要があります。

また、人口減少や少子高齢化、社会のデジタル化、家族形態や価値観の多様化など、行動様式の変化が求められる中、世代によって人権課題に対する認識の違いが見られる項目もあることから、あらゆる世代がともに理解を深めながら意識を改善していくために、保育の場、学校、職場、家庭、地域社会など、さまざまな場において教育や啓発を推進していくことが必要です。

また、意識が改善されても、制度や施策をアップデートしなければ、問題の解決には至りません。本計画の改定にあたっては、52ページに示したように2027年度（令和9年度）までの具体的な達成目標を定めました。それぞれの分野において、より具体的に対応可能な改善策をあげて取り組んでいくことが求められます。

第3章 さまざまな場における人権教育・啓発の推進

1 学校等における人権教育の推進

(1) 現状と課題

各学校では、「人権教育、同和教育全体計画」を策定し、学年の発達段階に応じた指導を計画的に行ってています。継続した指導により、児童生徒の人権意識の醸成や偏見・差別を見抜く力が高まっています。

また、教職員の人権感覚を高めるために、人権教育、同和教育に関わる教職員研修を年2回以上実施するとともに、現地研修も積極的に行い、差別の実態を学ぶ機会を設け、「かかわる同和教育」を推進しています。

同じく学校においては、人権教育や同和教育に関する授業を公開し、人権について保護者とともに話し合う場を設け、保護者への人権意識の高揚にも努めています。

保育園と認定こども園では、家族や友達などとの関わりや自然とのふれあいを通して、思いやりの心、友達を大切にする心、助け合う心、命の尊さなど、人間形成の基礎が培われる大切な時期にある乳幼児が安全で安心できる環境を整え、豊かな人間性を育む保育、教育に努めています。

人権に関する市民意識調査においても、子どもの人権を守るために必要なことは、「子どもの人権に関する学校教育、社会教育、家庭教育を充実させることが必要」が依然として最も多い回答であり、今後も引き続き、幼保小中高で連携して学校や保育の場での人権教育の充実を図っていく必要があります。

(2) 今後の取組

○発達段階に応じた人権教育の推進

- ・保育園等では、乳幼児の発達段階に合わせて、友達との関わりを深める中で、一人ひとりを大切にする豊かな心を育む保育、教育に努めます。
- ・動植物の飼育や栽培を通して、命を大切にする心を育みます。
- ・多岐に渡る偏見や差別の問題について、学校教育全体を通して児童生徒に指導しています。
- ・児童生徒一人ひとりの状況を丁寧に見取り、人権感覚を養う心を育てます。

○教職員・保育士等の研修機会等の充実

- ・教職員の人権感覚を高める研修や取組を着実に実施します。
- ・保育園等では、人権に配慮した教育・保育指導を心掛け、保育士等の人権に関する認識を深めるために、各種研修会に積極的に参加します。

○保護者に対する人権教育

- ・保護者に対する人権意識の高揚を図るため、今後も人権教育に関わる授業参観を引き続き実施していきます。

2 家庭や地域における人権啓発の推進

(1) 現状と課題

人権に関する市民意識調査において、人権教育・啓発を推進していくために必要な取組として、「学校での人権・同和教育を充実させる」が最も多い回答であり、次いで「人権意識を高めるための啓発活動を充実させる」が多い回答でした。現在学校に通っている世代は、学校において人権教育を受けることができますが、既に学校教育を終えた世代に対する人権意識の改善を図るには、家庭に対しての情報提供や、地域活動等においての周知活動を推進していく必要があります。

また、「保護者からの体罰を受けた」、「ドメスティック・バイオレンス※を受けた」、「育儿放棄」など家庭内における人権侵害や、SNS※もその手段となっている「インターネット上での人権侵害」が問題としてあげられていることからも、各家庭に対しての人権啓発が必要です。

(2) 今後の取組

○各家庭に向けた情報提供

- ・各家庭に対し、さまざまな媒体を活用して、人権問題についての啓発を推進するための情報提供に取り組み、人権意識の高揚を図ります。
- ・家庭内における人権侵害の発生を防ぐため、相談・支援体制の充実に努めます。
- ・いじめの手段としてSNSが使われていることを保護者に周知し、SNSの正しい利用方法についての理解を図ります。
- ・人権に関する講演会等を開催し、幅広い世代を対象とした人権啓発に取り組みます。

○地域活動における人権啓発

- ・いきいきサロンや高齢者学級への講師派遣など、地域での活動において人権意識の改善に取り組みます。
- ・公民館分館等と連携しながら、子どもと高齢者等、世代間の交流や体験活動を通してお互いの人権問題への理解を深めるように努めます。
- ・地域の実情を踏まえつつ、家庭と地域の教育力を高めるため、人権に関する学習機会の提供や地域と家庭との連携強化に努めます。

※ドメスティック・バイオレンス：配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力のこと。英語の頭文字(Domestic Violence)を取って、「DV」と略されることもある。

※SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と人とのつながりを構築するためのインターネット上のサービスのこと。

3 事業所等に対する人権啓発の推進

(1) 現状と課題

各事業所は、地域社会を構成する一員として地域社会に大きな影響を与える社会的責任を自覚するとともに、職場で働く一人ひとりの人権を尊重する重要性を十分に認識し、すべての人々が住みよいと思える地域社会づくりに努めることが求められています。

しかし、人権に関する市民意識調査において、「パワー・ハラスメント※などを受けたことがある」と回答のあった割合が、前回と比較して減少しているものの、依然として1割以上あることから、職場で人権問題が生じている恐れがあります。

また、「高齢者の人権について問題があると思うことはどのようなことか」との設問において、「看護や介護で不十分な対応や虐待があること」の回答が多くあり、高齢者の人権を守るために必要なことの設問でも「病院や福祉施設において、十分な対応と虐待防止を徹底する」の回答が多くあり、高齢者の人権問題の深刻化が懸念されます。

他にも、ワークライフバランス※が軽視され、長時間労働・過密労働などが原因で休職をせざるを得ないなど、心身の不調者の増加が大きな社会問題となっています。

これらの現状を踏まえると、人権に関わりの深い事業所等は、より高い人権意識が求められていると考えられます。

事業所等に対しては、職場におけるハラスメントや虐待の防止、公正な職員募集・採用選考実施の啓発や労働相談窓口の周知などのチラシの配布やホームページにおける情報提供を継続して行うことで、意識啓発の強化に努めていくとともに、関係機関との連携強化を図っていく必要があります。

(2) 今後の取組

○事業所等に対する人権啓発の推進

- ・事業所と面会する機会を捉え、公正採用等の啓発を継続するとともに、各種情報の提供・周知についても継続して実施していきます。
- ・専門相談窓口（労働局・ハローワーク、県の労働委員会、男女平等推進相談室など）の周知についても継続して実施していきます。

○人権に関わりの深い事業所等に対する人権啓発

- ・福祉や保健・医療関連事業所など、特に人権に関わりの深い事業所等に対しての情報提供や啓発を強化します。

※パワー・ハラスメント：職場での地位や権限を利用した嫌がらせのこと。「パワハラ」と略されることもある。

※ワークライフバランス：一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働いて仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

4 市職員に対する人権教育の推進

(1) 現状と課題

市職員は多くの市民と接することから、高い人権意識を持つとともに人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められています。また、人権問題に率先して取り組んでいく立場にあることを常に自覚する必要があります。

本市では、これまで職員を対象として人権に関する内部研修を実施するとともに、他機関が実施する研修に職員を参加させることにより、職員が人権に対する正しい理解を身に付け、適切に対応することができるよう努めてきました。

しかし、部署によって研修に参加する機会や人権問題に触れる機会に差があること、人権問題に関する最新の情報を職員間や市の施設の管理を委託している指定管理者との間で共有する機会が限られていることなどが、課題となっています。

人権に関する問題は、市の組織のあらゆる部署において発生する可能性があることを常に留意し、職員一人ひとりが高い人権意識を持って職務を遂行することができるよう、すべての職員を対象として研修を受ける機会を継続して提供していく必要があります。

(2) 今後の取組

○職員の人権意識の向上

- ・すべての職員を対象とした人権研修を実施します。
- ・内部研修の内容の充実に努めるとともに、市の公共施設の指定管理者に対して参加を働きかけます。
- ・県をはじめ他機関が実施する人権に関する講演会や研修等にも、さまざまな部署の職員を参加させるよう取り組みます。
- ・人権問題や人権に関する意識は常に変化していくことが考えられるため、職員間で新しい情報を共有するよう努めます。

5 相談体制の充実

(1) 現状と課題

本市では、人権問題に関する相談があった場合、市民生活課が窓口となり、その内容により、人権擁護委員や法務局をはじめとした関係する相談員や相談機関につなぐ体制をとっています。近年、複雑化・多様化している人権問題に対し、当事者に寄り添い、より多くの声を聞く必要があります。

人権に関する市民意識調査における、「人権が侵害されたと感じた場合、どのような対応を取るか」との設問では、「家族や友人など身近な人に相談する」が最も多く、「相手に抗議するなど自分自身で解決しようと努める」が続いています。公共機関に相談する割合が低くなっていることから、相談窓口のさらなる周知が必要です。

また、人権に関する市民意識調査における多くの人権問題の対策として、「相談体制の充実」が上位にあげられていることからも、より利用しやすい相談体制の整備が求められていると考えられます。

(2) 今後の取組

○相談窓口の充実

- ・相談を受ける相談員や職員等がより適切な対応ができるようにするために、人権問題に関する知識を高めていくよう取り組みます。

○相談窓口の周知

- ・人権に関する問題は幅広いため、市民がどこに相談をしたらよいか分からぬという場合を考えられます。問題の内容により窓口が容易に分かるよう周知方法を改善し、情報提供に努めます。

○関係機関との連携

- ・相談内容により、より専門性の高い相談窓口に速やかにつなぎ、協力して対応できるよう、関係機関との連携を強化します。

第4章 分野別の人権教育・啓発の推進

1 女性

(1) 現状と課題

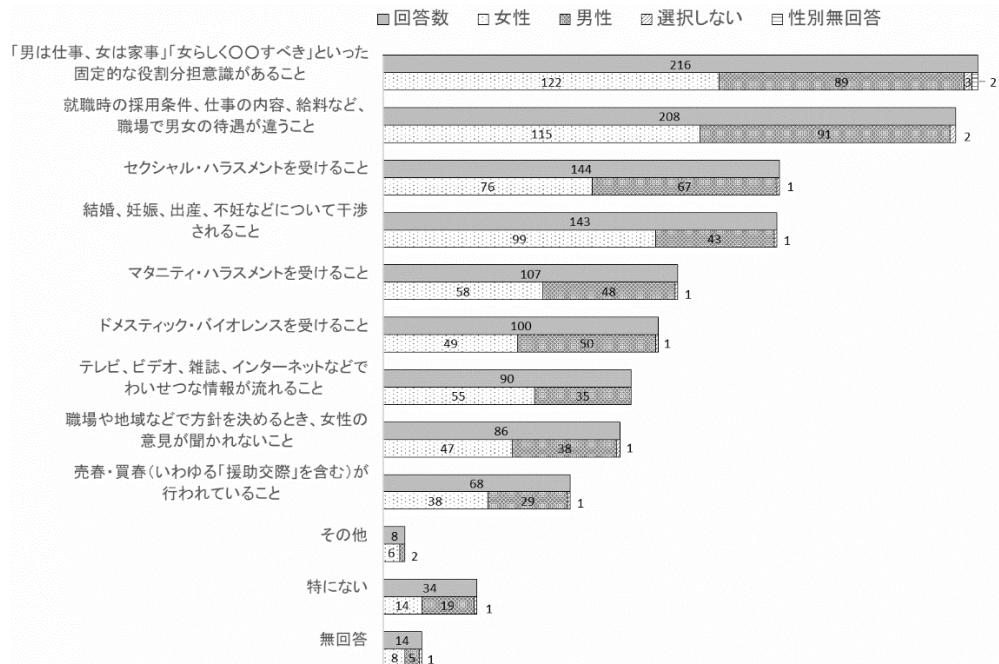


本市は、男女共同参画社会の実現に向けて、2002年（平成14年）に「おぢや男女共同参画プラン」を策定して以降、計画に基づき、これまでに各種施策を推進してきました。2022年（令和4年）には、男女共同参画に関する市民、事業所意識調査及び「第4次おぢや男女共同参画プラン」に基づく各施策の取組状況、社会状況の変化などを踏まえ、基本目標、重点目標を見直し、今後の男女共同参画施策を推進するため、「第5次おぢや男女共同参画プラン」を策定し、各種施策に取り組んでいます。

しかし、女性の自立や参加は着実に進んでいるものの、依然として固定的な性別役割分担意識の解消や方針決定過程への女性の参画、男女間のあらゆる暴力の防止など、苦しむ女性への支援などの対策を含め、多くの課題が残されています。

人権に関する市民意識調査では、「男女の固定的な役割分担意識がある」をはじめ、「職場で男女の待遇が違う」、「セクシャル・ハラスメント※を受ける」、「結婚、妊娠、出産、不妊などについて干渉されること」などが、特に問題があると思っていることとして高い数値を示しました。

意識調査結果 問9：女性の人権について、特に問題があると思うこと（複数回答可）



※セクシャル・ハラスメント：性的な嫌がらせのこと。「セクハラ」と略されることが多い。

(2) 今後の取組

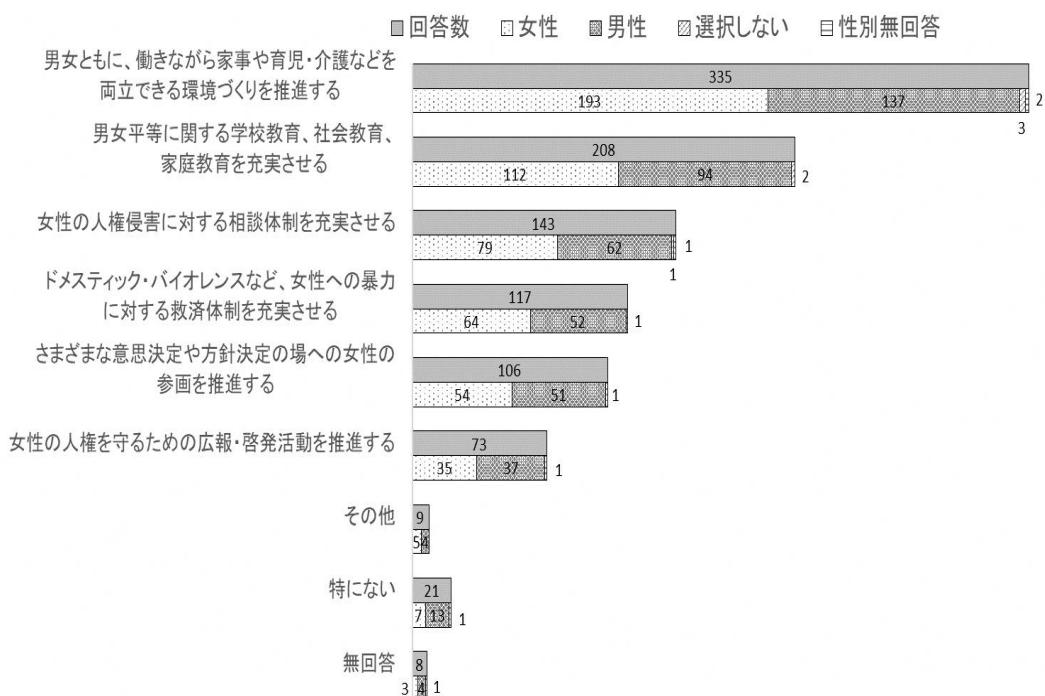
○男女共同参画社会の推進

- ・男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にとらわれず、それぞれが個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、「おぢや男女共同参画プラン」に基づいた取組を進めます。
- ・男女共同参画を進めるための意識づくりとして、固定的な性別役割分担意識を解消していくための情報提供や啓発活動及びメディア・リテラシー※の向上に努めます。また、学校などにおける男女平等や人権の尊重の意識づけを図るための教育を推進します。
- ・方針決定過程への女性の参画を拡大し、地域活動や地域防災などの活動に対等に参画できるための取組を促進します。

○男女間の暴力の防止

- ・ドメスティック・バイオレンス防止のための体制を整え、男女の性の尊重と生涯にわたり心身の健康が維持できるよう、男女間におけるあらゆる暴力の防止に向けた意識啓発と、相談・支援体制の充実に努めます。

意識調査結果 問 10：女性の人権を守るためにには、どのようなことが必要だと思いますか（複数回答可）



※メディア・リテラシー：メディア（テレビ・書籍・インターネット等）から発信される情報を正しく理解し、その真意を見抜いて活用する能力のこと。メディアによっては、今でも「男性は仕事中心、女性は家事や育児中心」という固定的な男性・女性像や、性別によって役割や行動・考え方を決めつける表現が残っている場合がある。

2 子ども

(1) 現状と課題



子どもの人権が尊重され、心身ともに健やかに育つためには、すべての家庭が安心して子育てができる環境整備が必要です。本市では「小千谷市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域全体で子育て家庭の支援を推進しています。

しかし、少子高齢化による家族形態の変化や就労の多様化、地域社会の繋がりの希薄化などにより、子育てに関する悩みや不安を抱いている子育て家庭が多くなっています。

人権に関する市民意識調査においても、「保護者などが、育児放棄などのネグレクトによる虐待をすること」が特に問題があるとの回答が多くありました。少子化傾向の中で、児童虐待を含む家庭児童相談室における相談受付児童数は増加傾向にあり、2021年度（令和3年度）の相談受付児童数が289人（うち虐待受付児童23人）だったのに対し、2022年度（令和4年度）は364人（うち虐待受付児童32人）でした。特に人権侵害である児童虐待を防ぐために、早期発見・早期対応を図る必要があります。

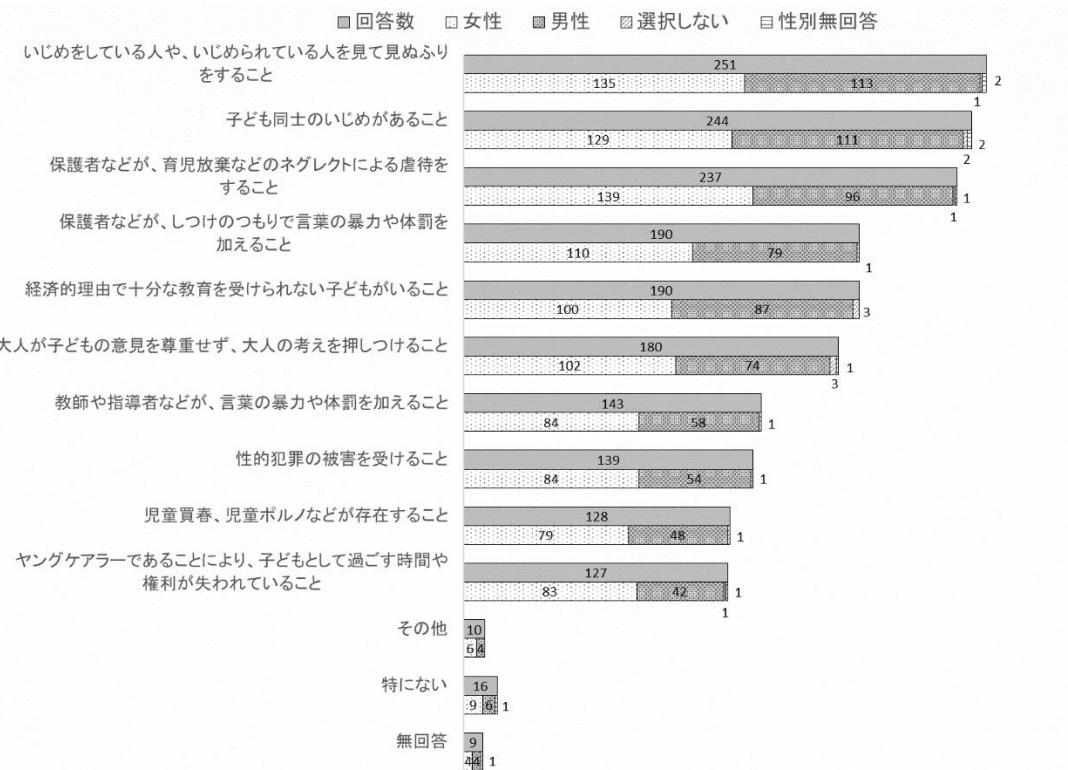
本来大人が担うべき家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーは、近年、その問題性が指摘されています。ヤングケアラーの早期発見や対応には、遅刻や欠席が多いなどの日々の学校生活等での様子に気づき、周囲からの声掛けを行うことや、相談できる体制を構築することが必要となります。また、気になる児童や生徒が発見された場合には、福祉や教育など様々な観点からのフォローが必要となることから、関係機関と情報共有を行い、連携して適切な支援につなげていくことが重要です。

また、学校教育においては、現在いじめが大きな問題であり、人権に関する市民意識調査においても関心の高さが見られます。本市の学校でも、いじめの認知件数は相当数あり、いじめの未然防止や早期発見・即時対応に努める必要があります。

同じく人権に関する市民意識調査において、いじめの問題について「いじめられる人が悪い」、「いじめる人が悪いが、いじめられる人にも問題がある」を合わせた回答の割合は、前回調査の25.4%から12.0%と大幅に減少しました。これは、学校等におけるいじめ根絶に向けた取組が奏功しているものと思われます。このような、いじめられる側に原因があるという考えは、いじめられている人が相談しにくい状況を生み出すことにつながると考えられるため、いじめに対する認識について引き続き啓発していかなければなりません。

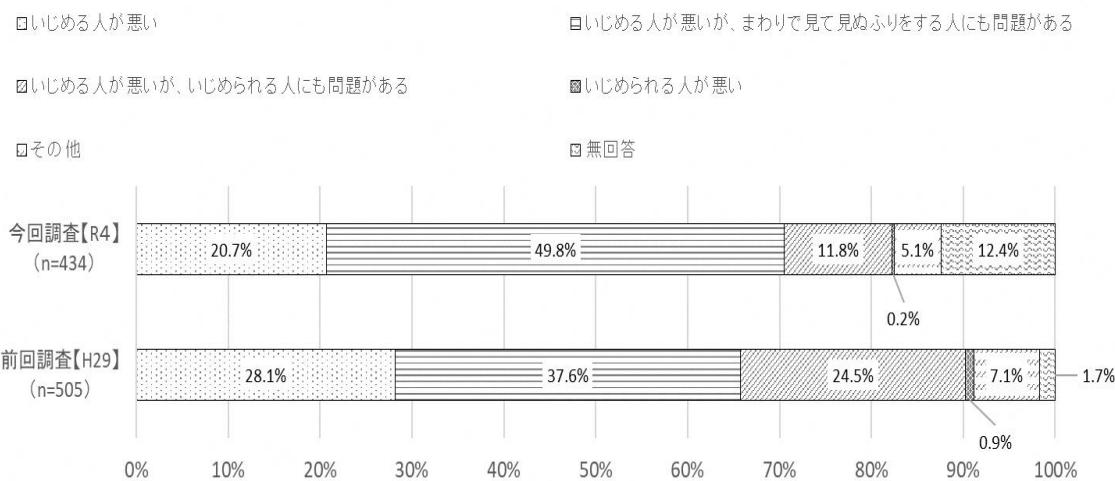
さらに、人権に関する市民意識調査の特に問題があることとして「経済的理由で十分な教育を受けられない子どもがいること」にも多くの回答があり、経済的支援の必要性について把握することが求められています。

意識調査結果 問11：子どもの人権について、特に問題があると思うことはどのようなことですか
(複数回答可)



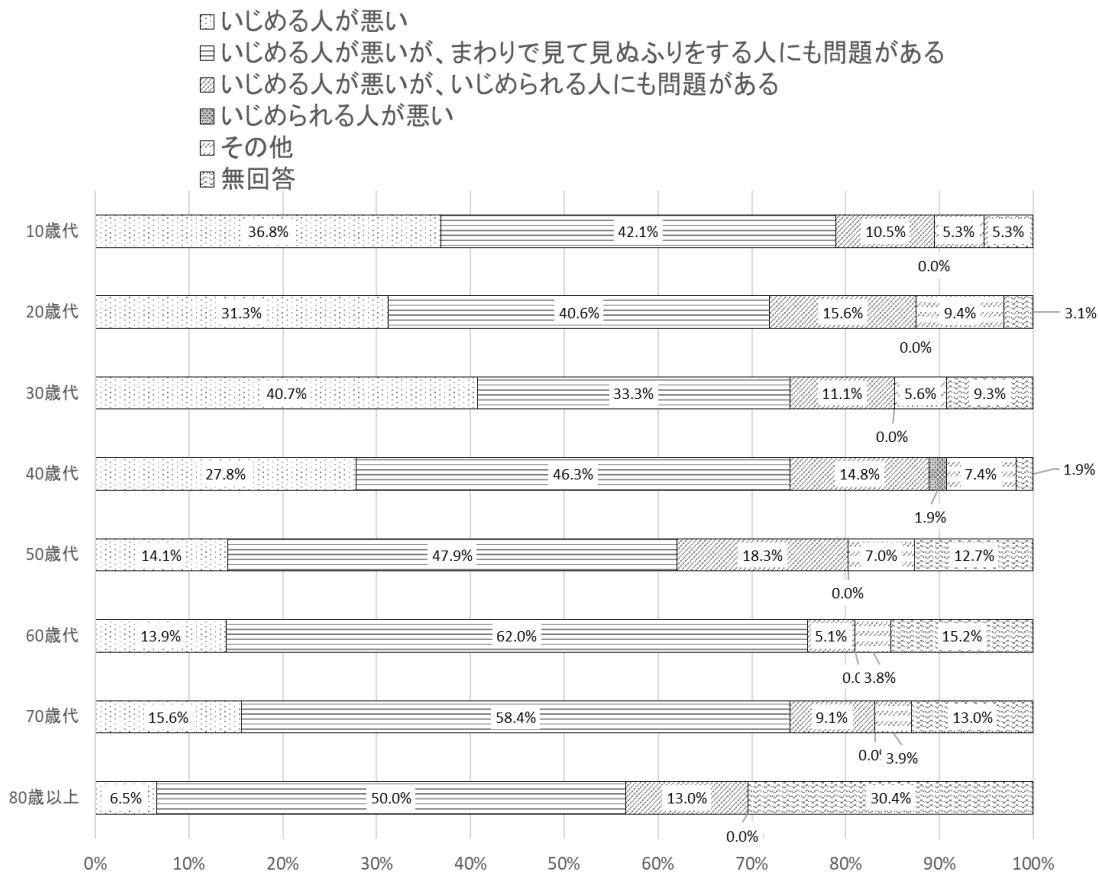
(再掲)

意識調査結果 問12：学校における子どもの「いじめ」問題についてどのように考えますか (あてはまるもの1つ)



【年代別】

意識調査結果 問 12：学校における子どもの「いじめ」問題についてどのように考えますか（あてはまるもの 1つ）



(2) 今後の取組

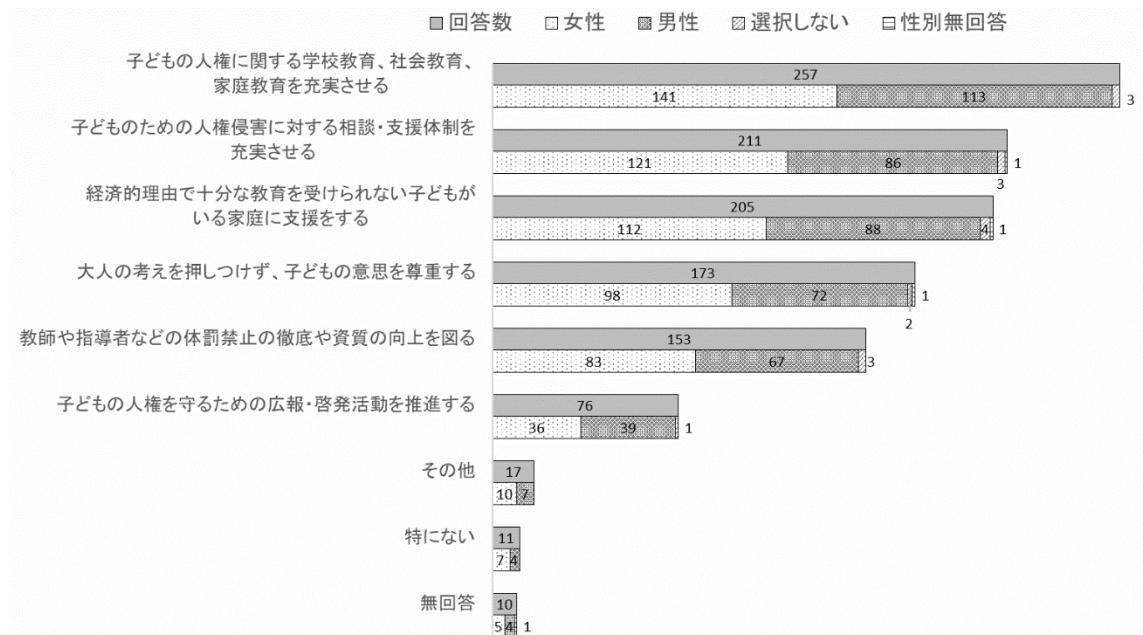
- 子どもの人権を守るための体制（相談、支援）の充実
 - ・気軽に子育て相談ができる体制の整備とともに、子育て家庭が必要とする情報を適切に提供し、子育てを支援していきます。
 - ・学校では、「いじめは、どの子にも、どの学校でも、起こりうる」問題であることを認識し、早期発見・即時対応に努めます。また、「いじめられる人にも問題がある」といった考え方の改善を進めることで、早期発見につなげられるよう取り組みます。
 - ・いじめや体罰など、被害者である子どもたちがSOSを発信できる場として、スクールカウンセラーなどを学校に配置し、子どもたちの心の安定を図ります。また、いじめ相談メールや子どもSOSダイヤルなど、困ったときに相談できる機関を周知します。
 - ・子どもの虐待防止に向けて、相談体制を整備し、「小千谷市子どもを守る地域連絡会」を中心として、関係機関と連携しながら、早期発見・早期対応・再発防止に努めます。
 - ・児童虐待について、学校及び教職員には早期発見義務及び通告義務があることを認識し、組織的かつ速やかに対応していきます。
 - ・ヤングケアラーへの対応のため、市役所内の関係課や関係機関が連携して、支援する体制を構築します。

- ・経済的な支援を必要とする家庭の把握に努め、子どもが教育を受ける上で支障が出ないよう取り組みます。

○子どもの権利擁護の推進

- ・家庭、地域、保育園、認定こども園、学校において、子ども自身の意見が尊重され権利が保障される環境づくりに努めます。

意識調査結果 問13：子どもの人権を守るためにには、特にどのようなことが必要だと思いますか（複数回答可）



3 高齢者



(1) 現状と課題

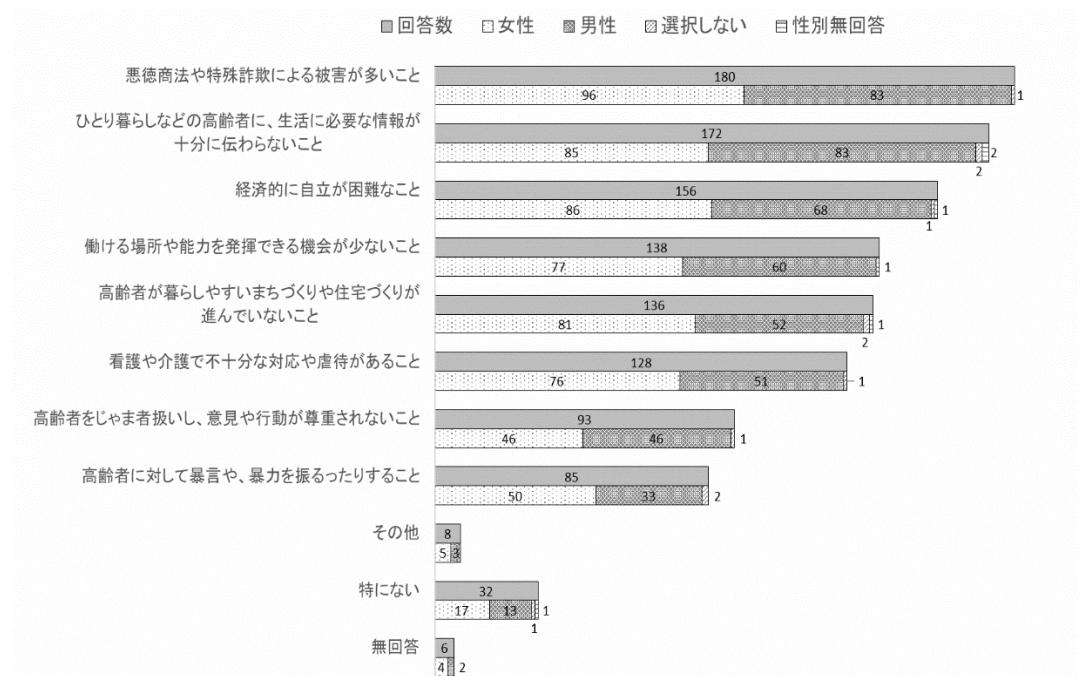
我が国では高齢化が急速に進行しています。本市も例外ではなく、2023年（令和5年）4月1日現在における高齢化率は36.04%と高い数値を示しており、そのうちひとり暮らし高齢者は1,409人、高齢者のみの世帯は1,451世帯であり、年々高齢化が進んでいます。高齢者の中には、認知症の人など、自分の意志だけでは尊厳ある暮らしを続けられなくなる人も増加しています。

本市では、「小千谷市高齢者福祉計画、介護保険事業計画」を基に、高齢者の生きがいづくり、社会参加支援等の施策などを推進しています。

また、人権に関する市民意識調査などにおいても、高齢者に対する身体的・精神的虐待が問題としてあげられています。本市では小千谷市高齢者虐待対応マニュアルに基づき、対策に取り組んでいますが、2022年度（令和4年度）の虐待認定者は7人、地域包括支援センターの虐待相談延件数114件、成年後見制度※を含む権利擁護相談延件数369件で、相談件数は増加傾向にあるため、今後も引き続き対策に取り組んでいく必要があります。

意識調査結果 問14：高齢者的人権について、特に問題があると思うことはどのようなことですか

（複数回答可）



※成年後見制度：高齢化や障がいなどのために判断能力が不十分になった方の財産管理や契約などの際の支援をする制度のこと。

(2) 今後の取組

○高齢者が安心して暮らせる環境の整備

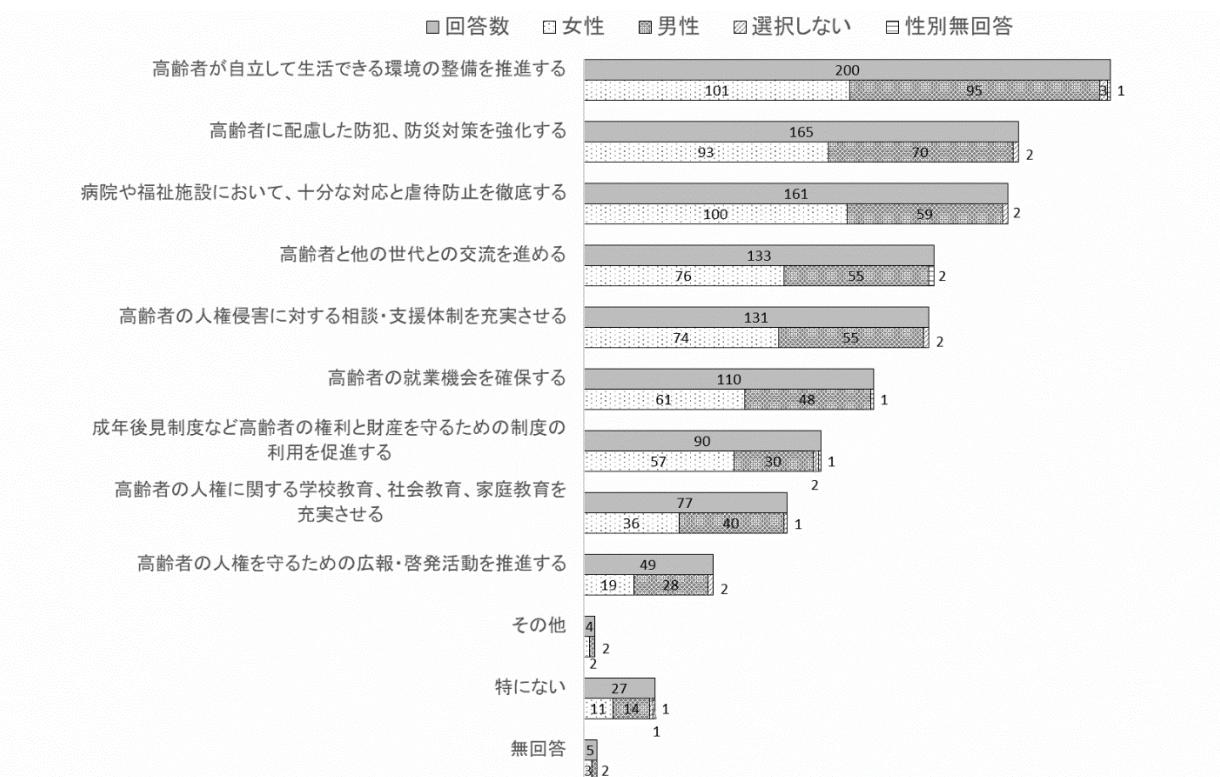
- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域包括ケアシステムを推進していきます。
- ・困りごとに関する公的相談窓口として、地域包括支援センターの機能の充実を図り、安心して暮らすための生活支援を行っていきます。
- ・認知症の本人と家族が安心して地域での生活を続けられるよう、認知症総合対策事業を継続していきます。
- ・生きがい活動や仲間づくりを促進するため、老人クラブ活動への支援を行います。
- ・社会参加と就労の場の確保を促進するため、シルバー人材センターへの支援を行います。
- ・生活支援体制整備事業の中で、地域支え合いづくりを推進していきます。

○高齢者の権利擁護の推進

- ・認知症などで判断能力が充分でない高齢者や、その家族等への成年後見制度の紹介や、高齢者虐待防止、消費者被害の防止など、高齢者に関する権利擁護に適切に対応するために地域包括支援センターと連携して支援を行います。

意識調査結果 問 15：高齢者的人権を守るためにには、特にどのようなことが必要だと思いますか

(複数回答可)



4 障がいのある人

(1) 現状と課題



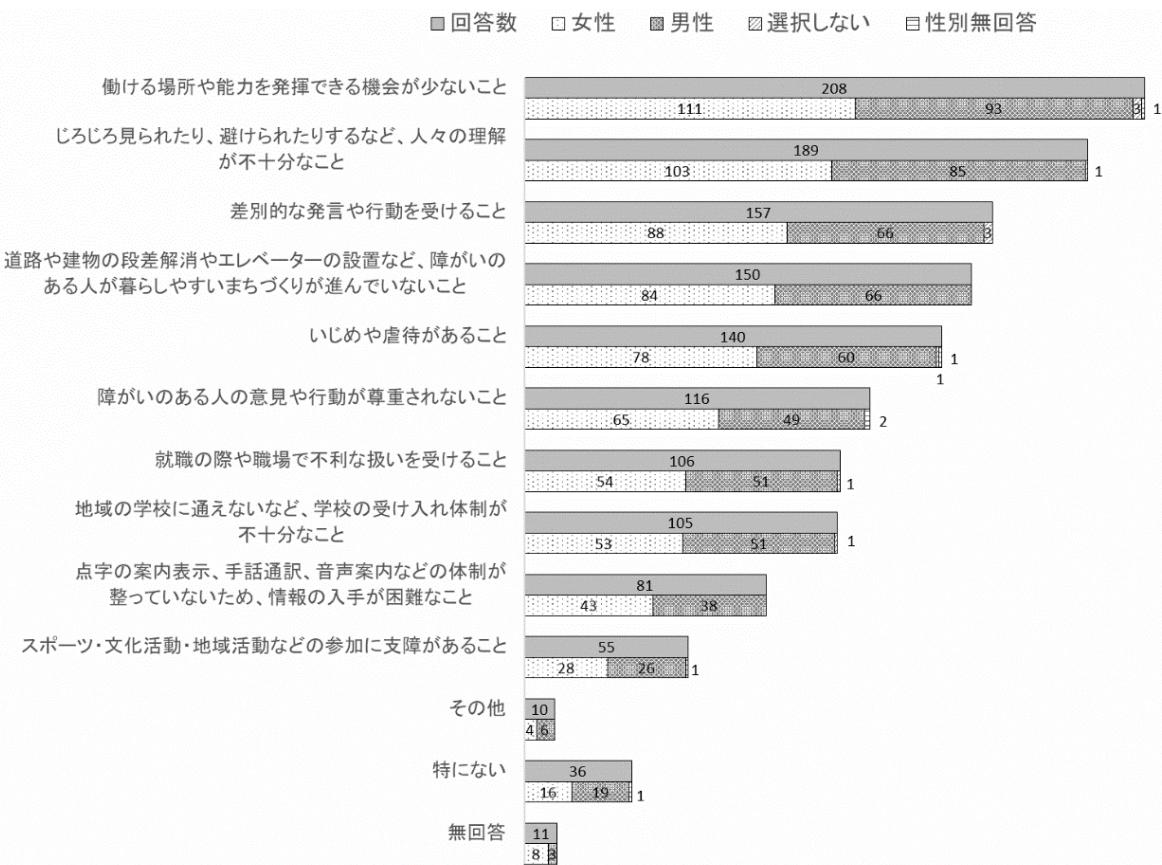
本市では、障がいのある人も一人ひとりが互いに尊重し、支え合う社会を目指しています。しかし、障がいのある人やその家族に対する偏見や誤解などから、周りの人の理解が十分とは言えません。そのため、障がいのある人の人権や障がいに対する正しい知識の普及、啓発と環境整備が必要です。

障がい者虐待防止センターでは、虐待の防止や早期発見等の取組を行っています。ひとりで抱え込んだり放置したりしないよう、相談体制の整備に努めていく必要があります。また、行政機関等における障がいを理由とする差別の禁止に関しては、「小千谷市障がい等を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を策定して適切に対応しています。2024年（令和6年）4月からは「事業者における障がいのある人への合理的配慮の提供」が、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正により、すべての事業者において義務化されることに伴い、事業者への周知・啓発が必要です。

人権に関する市民意識調査における、障がいのある人の人権についてでは、半数以上の方が「働く場所や能力を発揮できる機会が少ないと感じる」と特に問題があると思うこととして回答しています。さらに、障がいのある人の人権を守るために特に必要なこととして、「障がいのある人と共に活動できる環境整備を促進する」、「障がいのある人の就業機会を確保する」、「障がいのある人が自立して生活できる道路や施設の整備を推進する」とした人が上位を占めていることから、就労や社会参加の場の確保にも努める必要があります。また、障がいのある人が働き続けるために、職場内における理解について啓発が必要です。

さらに、「差別的な発言や行動を受けること」、「就職の際や職場で不利な扱いを受けること」を問題があると思う人や、「障がいのある人のための相談・支援体制を充実させる」、「障がいのある人の人権に関する学校教育、社会教育、家庭教育を充実させる」を特に必要と思う人も多くいます。差別の解消や虐待の防止だけでなく、成年後見による権利擁護の推進も必要です。

意識調査結果 問 16：障がいのある人の人権について、特に問題があると思うことはどのようなことですか（複数回答可）



(2) 今後の取組

○障がいのある人の権利擁護の推進

- ・成年後見制度利用支援事業を推進し、制度に関する相談や手続きなどの支援に取り組みます。
- ・「障がい者虐待防止センター」業務において、障がい者虐待の早期発見、早期対応に努め、速やかな支援に結び付けるよう取り組みます。
- ・「小千谷市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、窓口等において差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供について適切に対応します。
- ・すべての事業者における障がいのある人への合理的配慮の提供の義務化について、周知・啓発を図ります。
- ・相談窓口を明確にし、小千谷市地域自立支援協議会において相談や紛争の防止及び解決等に適切に対応するため協議を行います。

○障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備

- ・公共機関だけでなく、民間事業者や市民等にもユニバーサルデザイン※に配慮するよう働きかけます。

- ・市民や企業を対象として、障がいに対する理解や障がいのある人の雇用促進に向けた研修会・学習会を開催します。

- ・障がいのある人やその家族などの意見を踏まえ、就労や職業訓練の場の確保に努め、自立を支援します。

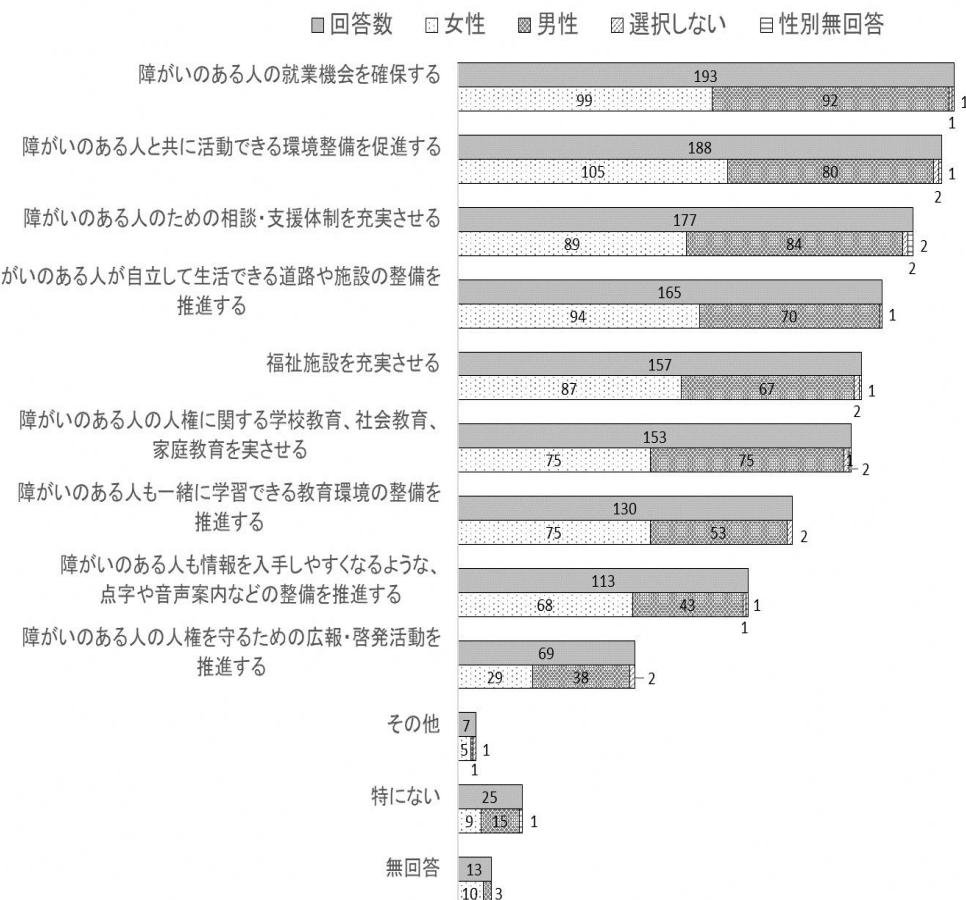
○障がいのある人への理解を深める教育・啓発の推進

- ・市民や企業に対して、障がいに関する差別の解消に向けて、啓発活動を行います。

○相談支援体制の充実

- ・障がい者基幹相談支援センターを中心とし、障がいのある人やその家族が気軽に相談でき、適切な助言を受けられるような相談支援体制の充実をめざします。

**意識調査結果 問 17：障がいのある人の人権を守るためにには、特にどのようなことが必要だと思いま
すか（複数回答可）**



※ユニバーサルデザイン：障がい者や高齢者を始め、だれにでも使いやすい設計をすること。

5 同和問題



(1) 現状と課題

1965年（昭和40年）に国に提出された同和対策審議会の答申では、同和問題について、「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においてもなお、いちじるしく基本的人権を侵害され、特に近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保証されていない」という、もっとも深刻にして重大な社会問題である。と述べています。

国では、この答申を受けて、1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別措置法」を制定し、以来、部落差別をなくすためのさまざまな事業を実施してきました。

「同和地区のことや差別があることを口に出さないで、そっとしておけば自然に差別はなくなる」という考え方を「寝た子を起こすな論」と言います。しかし、同和地区出身者の就職・結婚差別につながる身元調査が全国各地で未だに行われていたり、最近では、全国の被差別部落の情報や動画をホームページ上に掲載して拡散するという事案に代表されるような深刻なインターネット上の差別が発生しており、差別は決して自然にはならないということを表しています。

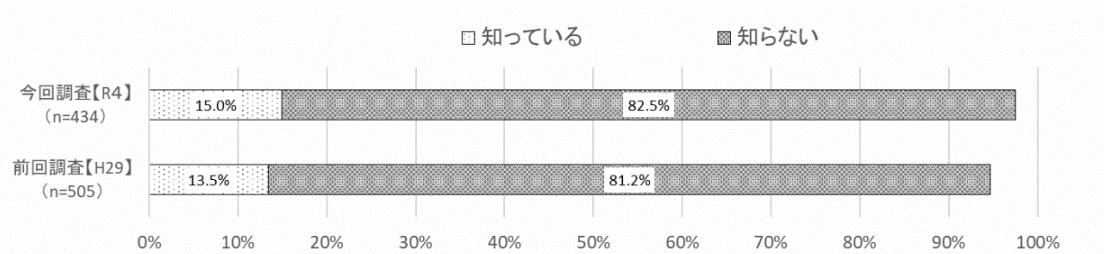
このように、部落差別が現在もなお存在するため、国は2016年（平成28年）12月に「部落差別解消推進法」を制定しました。この法律では、地方公共団体は国と連携を図り、地域の実情に応じた施策を講じるよう努めることとしています。

人権に関する市民意識調査においては、「同和問題や同和地区があることを知っている」は52.5%、「知らない」は43.5%であり、前回調査と比較して、「知っている」がやや増加しました。また、10歳代では9割以上、20～30歳代では6割以上が中学生のときまでに同和問題を知ったと回答しており、近年の学校における同和教育の成果と言える一方、40～50歳代では中学生のときまでに同和問題を知ったとの回答は5割を下回り、60歳代では3割を下回っています。今後も学校における同和教育を継続するとともに、生涯学習等を通じて幅広い年代の市民に対する啓発が必要です。

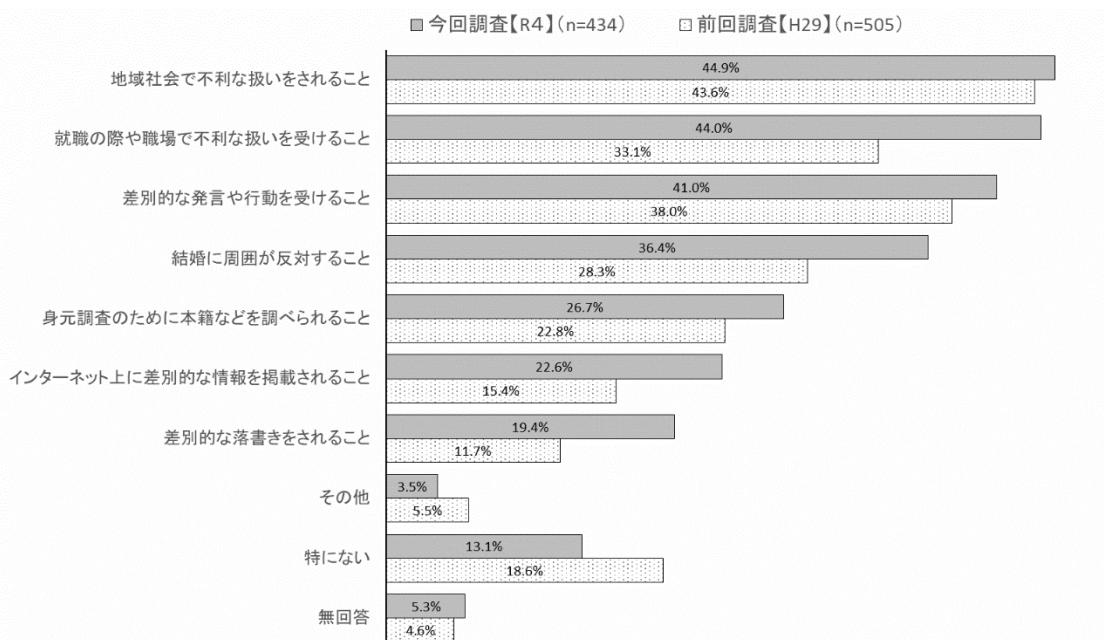
また、差別につながる恐れのある「身元調査」については、5年前の調査と比較して、身元調査を「るべきではない」が34.4%から41.9%と7.5%増加しました。啓発活動や同和教育の成果により、身元調査をよくないことと考える意識が広がっています。一方、身元調査を「ある程度はしかたがない」または「当然のことだと思う」と肯定する回答は、5年前と比較して6.4%減少したものの、いまだ全体の49.7%を占めています。このことから、身元調査が人権侵害につながる恐れがあることについて、啓発活動や同和教育のさらなる推進によって周知する必要があります。

そして、前述した「部落差別解消推進法」の本市における認知度はまだ低く、この法律を周知するとともに、部落問題について、幅広い年代に対しそうまざまな場を通じて啓発していく必要があります。

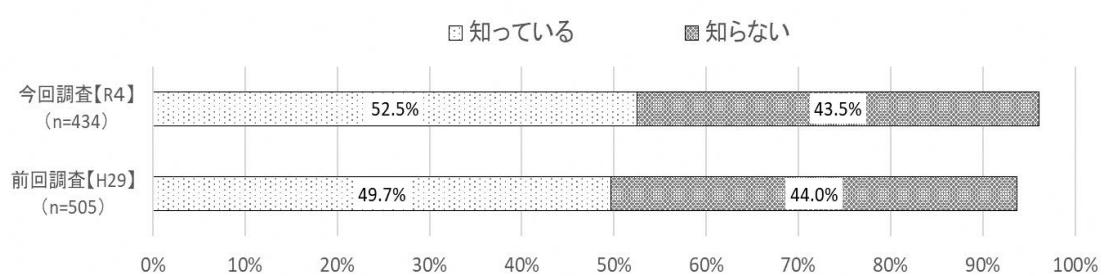
意識調査結果 問 24：「部落差別解消推進法」が制定施行されたことを知っていますか



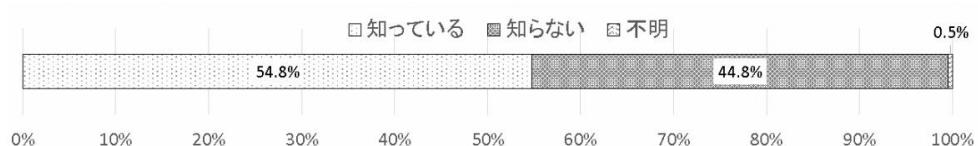
意識調査結果 問 21：同和問題について、特に問題があると思うことはどのようなことですか（複数回答可）



意識調査結果 問 18：同和問題や同和地区があることを知っていますか【再掲】

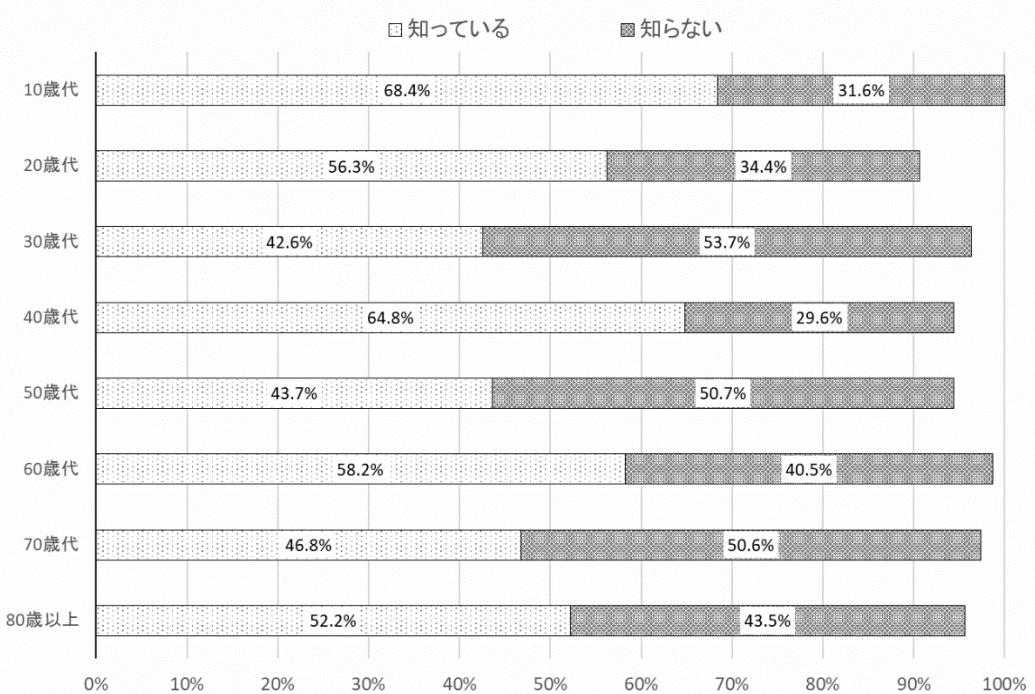


【参考】新潟県 2018 年度（平成 30 年度）調査結果



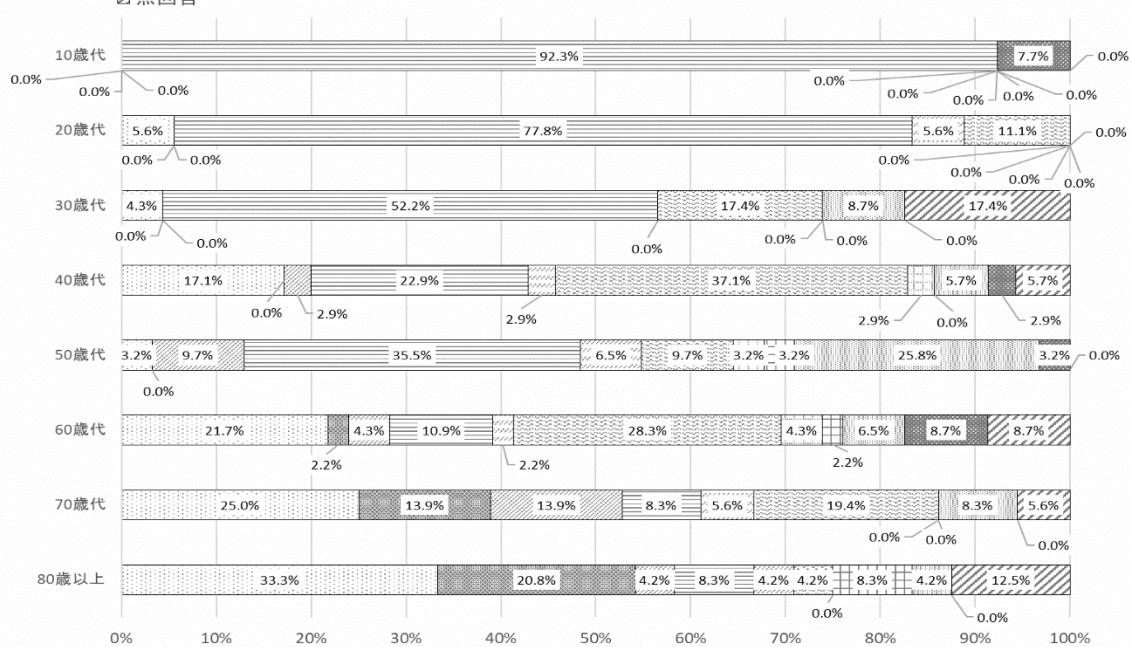
【年代別（小千谷市）】

意識調査結果 問 18：同和問題や同和地区があることを知っていますか



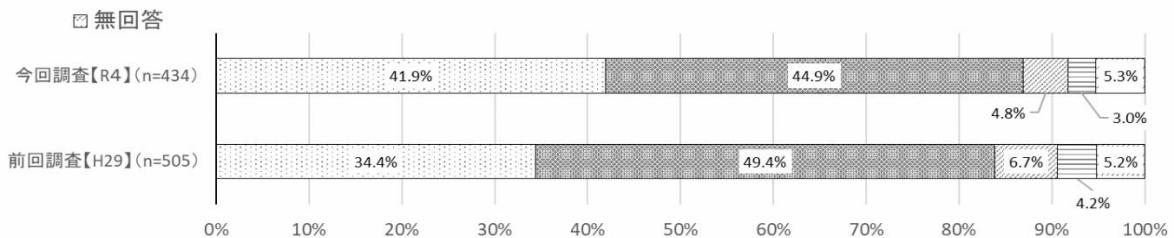
意識調査結果 問 20：同和問題や同和地区について初めて知ったきっかけは何ですか（あてはまるもの1つ）

- 家族から聞いた
- 親せきや近所の人から聞いた
- 友だちや先輩・後輩から聞いた
- 学校の授業で教わった
- 職場の人から聞いた
- テレビ・ラジオ・新聞・本・インターネットなどで知った
- 同和問題の集会や研修会で知った
- 県や市町村の広報誌などで知った
- はっきり覚えていない
- その他
- 無回答



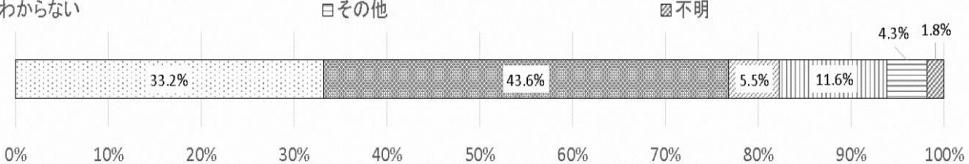
意識調査結果 問34：「身元調査」についてどのように考えますか（あてはまるもの1つ）

- 差別につながる恐れがあるので、
するべきではないと思う
 身元調査をすることは、当然のことだと思う
 よくないことだと思うが、ある程度は
しかたがないことだと思う
 その他



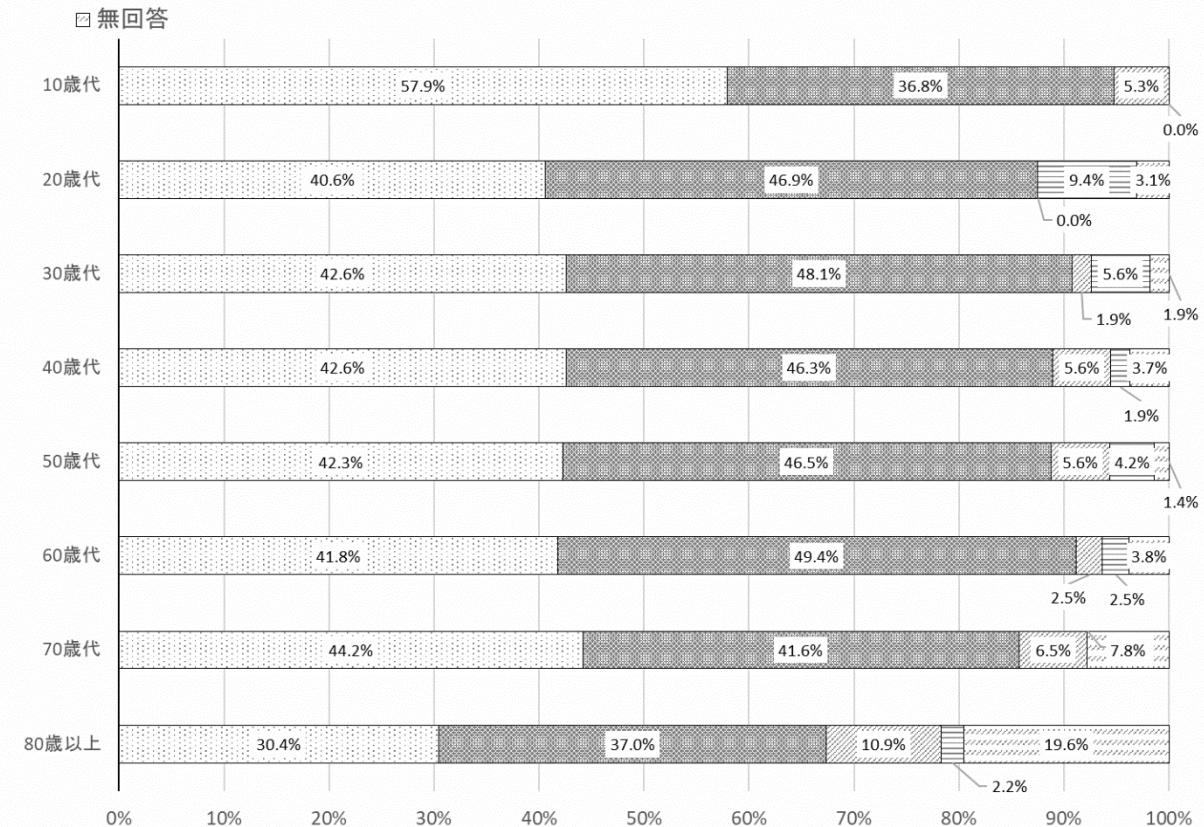
【参考】新潟県2018年度（平成30年度）調査結果

- 差別につながる恐れがあるので、
するべきではないと思う
 わからない
 よくないことだと思うが、ある程度は
しかたがないことだと思う
 その他



【年代別（小千谷市）】

- 差別につながる恐れがあるので、
するべきではないと思う
 身元調査をすることは、当然のことだと思う
 よくないことだと思うが、ある程度は
しかたがないことだと思う
 その他



(2) 今後の取組

○同和問題への理解を深める教育・啓発の推進

- ・学校教育においては、「人権教育、同和教育全体計画」を基に同和教育を中心として人権教育を計画的に進め、教職員に対しては、年2回以上の研修を実施し、人権感覚を高めるよう取り組みます。また、人権教育や同和教育に関する授業を公開し、保護者への啓発にも努めます。
- ・市職員に対しての同和問題に関する研修や講演会等の学習機会を設け、資質の向上を図ります。
- ・市民や事業者・各種団体への啓発として、各家庭への広報や講演会及び研修等の実施により、同和問題への理解を深められるよう取り組みます。

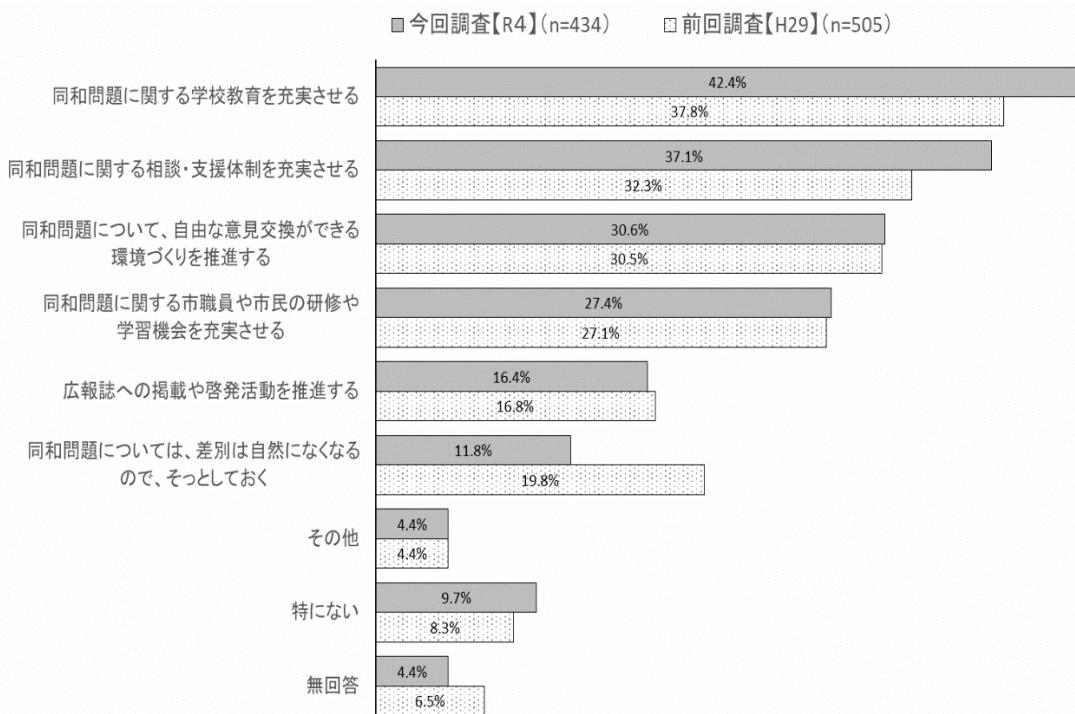
○同和問題の相談体制の充実及び周知

- ・同和問題に関する相談や差別事象について、関係機関等と連携して対応していきます。
また、相談体制についてホームページ等で周知します。

○本人通知制度※の推進

- ・身元調査が人権侵害につながる恐れがあることを啓発するとともに、身元調査の抑止を図るため、本人通知制度を普及させ、登録者をさらに増加させるよう努めます。

意識調査結果 問25：同和問題を解決するためには、特にどのようなことが必要だと思いますか【再掲】



※本人通知制度：住民票の写しや戸籍謄本などを第三者に交付したことを、事前に登録した方に通知する制度のこと。

個人の権利侵害などの防止を目的として、県内すべての市町村で制度を導入している。

6 外国籍住民等



(1) 現状と課題

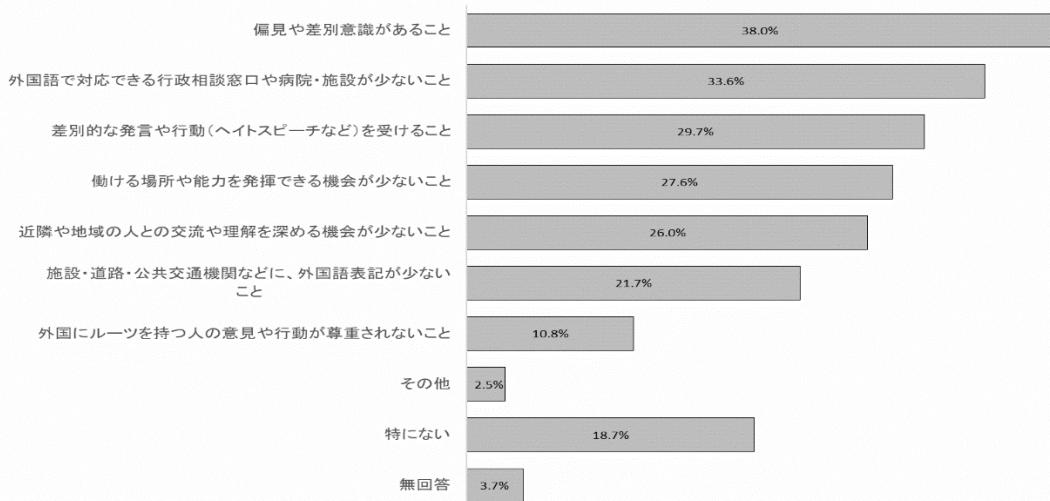
本市には2023年（令和5年）3月31日現在で、381人の外国籍住民が住民登録をしており、小千谷市の人口の約1.1%を占めています。近年、本市への工場の新規進出等により外国人技能実習生の転入が急増し、5年前（2018年3月31日現在）の183人（0.5%）から倍増しています。国籍別では、171人のベトナムが初めて最多となり外国籍住民全体の44.9%を占め、5年前は97人（53.0%）で最多だったフィリピンは87人で全体の22.8%、次いで中国・台湾が42人で全体の11.0%（5年前は47人で全体の25.0%）を占めています。

外国籍住民等が支障なく本市で暮らしていけるよう、毎年公民館で小・中学生及び成人を対象とした「外国人のための日本語教室」を開催してきたほか、学校での日本語指導員の配置や、ホームページの外国語での閲覧、外国語の転入時配布用チラシの用意などに取り組んできました。

また、民間の国際交流団体による、外国籍住民等と交流する催しも恒例になっています。しかし、「人権に関する市民意識調査において、「近隣や地域の人との交流や理解を深める機会が少ないと」という回答が多かったことから、外国籍住民等との理解を深めていくためには、交流の機会をさらに増やしていくことが望まれています。

また、国内では「ヘイトスピーチ※」が問題化しており、外国籍住民等に対する差別や偏見が問題となっていることから、本市ではそのような行為が決して起こらないように取り組んでいかなければなりません。

意識調査結果 問26：外国籍住民等の人権について、特に問題があると思うことはどのようなことですか（複数回答可）



※ヘイトスピーチ：特定の国の出身の人々を、その出身であることのみを理由に一方的に社会から追い出そうしたり、危害を加えようしたりする内容の言動のこと。

(2) 今後の取組

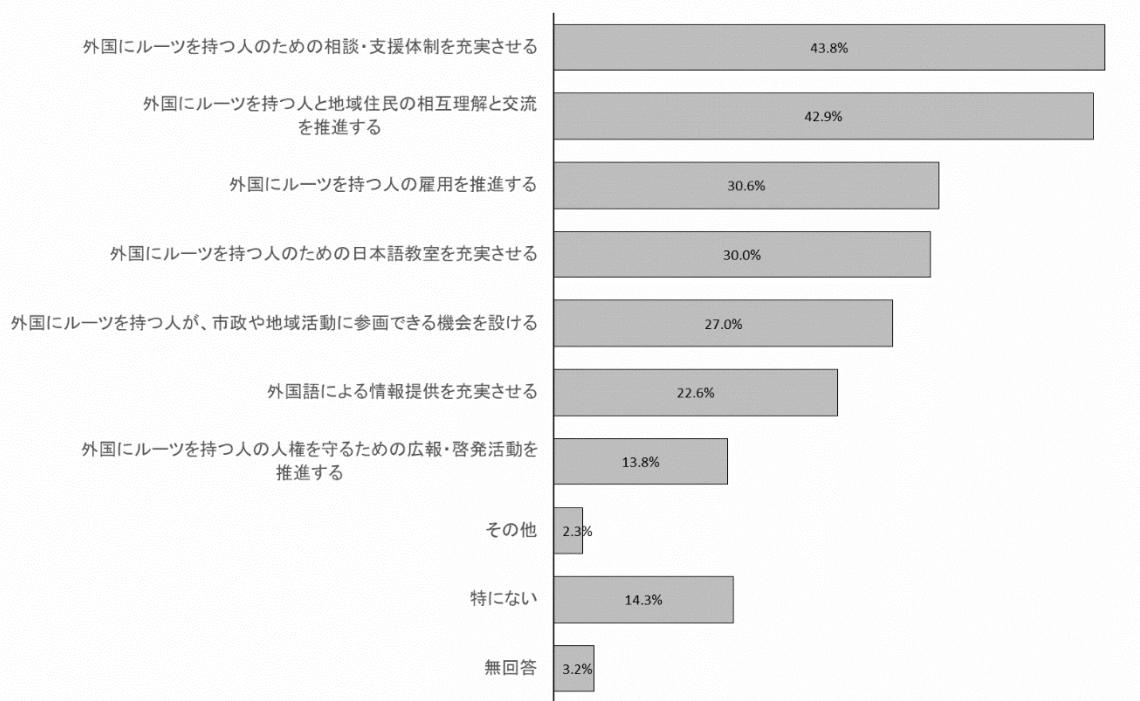
○外国籍住民等との交流の機会の充実

- ・外国の文化や生活習慣、歴史等の理解不足から生じる差別や偏見を解消するため、正しい認識と理解を深める啓発を推進します。
- ・市民が直接交流することにより外国籍住民等への理解を深められるよう、民間の国際交流団体への支援を強化し、市民協働による国際交流の機会の充実を図ります。

○外国籍住民等のための相談・支援体制の充実

- ・災害時の外国籍住民等への対策として、避難所等の表示看板や防災パンフレットなどの多言語表記化や、医療・保健体制の異なる国からの転入者が増えていることから、医療や保健に関する情報も含めた外国籍住民等への情報提供に努めます。
- ・外国籍住民等が日本語を習得する支援のために、今後も「外国人のための日本語教室」を開催し、学校においても、児童生徒の日本語習得のための支援に努めます。

意識調査結果 問27：外国籍住民等の人権を守るためにには、特にどのようなことが必要だと思いますか（複数回答可）





7 感染症患者等

(1) 現状と課題

新型コロナウイルス感染症やエイズなどの感染症に対する知識や理解の不足から、社会生活のさまざまな場面で、差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。

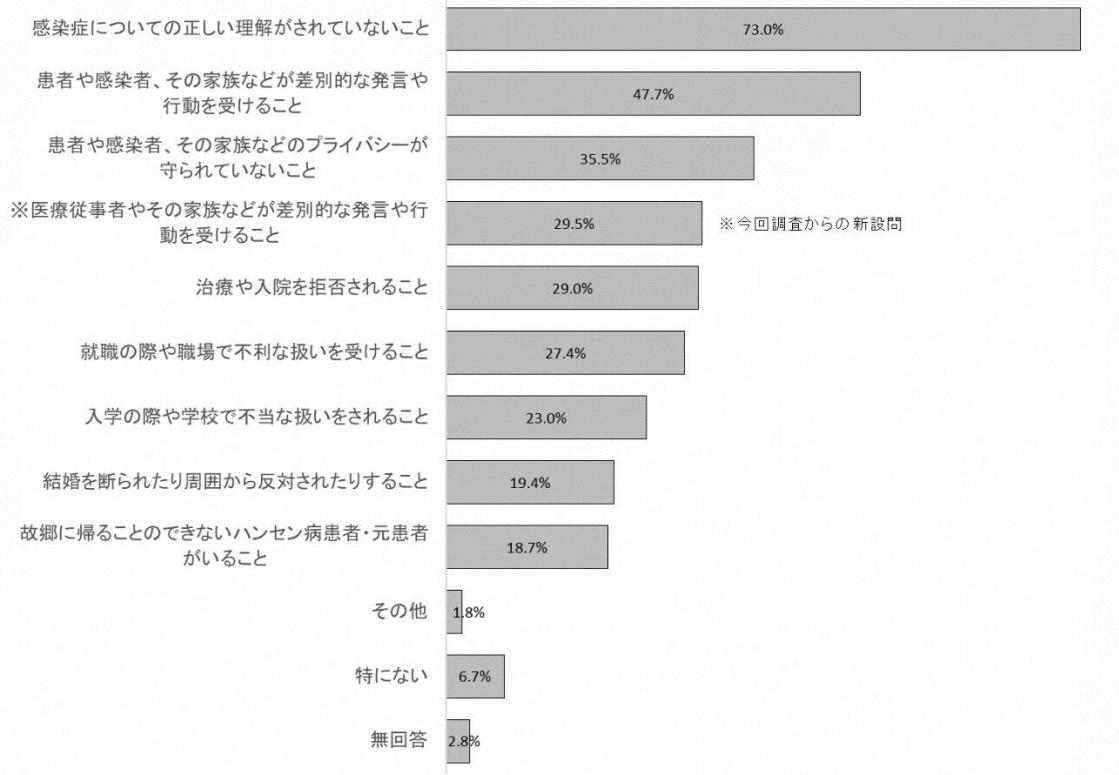
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、「コロナ差別」、「コロナいじめ」などと呼ばれるさまざまな人権問題が発生しました。政府は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、誤解や偏見によって差別を行うことがないよう呼びかけるなど、感染者等の人権が侵害されることのないよう、各種の取組を実施しており、市でも同様に呼びかけを行っています。

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にあります。HIVは、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。また、仮にHIVに感染したとしても、早期治療を適切に行うことで、発症を予防し、他人への感染リスクも大きく低下させることができます。しかし、正確な情報が十分には伝わっておらず、原因不明で有効な治療法がなく死に至る病であった時代の認識にとどまっている場合が少なくありません。HIV感染症に対する誤った知識や偏見から、就職拒否や介護・福祉サービス提供拒否などの人権侵害が起こっています。

ハンセン病元患者やその家族に対する偏見差別は、今なお社会に根深く残っています。ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる感染症ですが、感染力は弱く、現在では治療法も確立しており、早期に発見し適切な治療を行えば後遺症が残ることもありません。しかし、かつて我が国で採られた施設入所政策により、ハンセン病は恐ろしいというイメージが助長され、ハンセン病患者・元患者やその家族は、社会からのいわれのない差別や偏見の対象となっていました。

すべての感染症について正しい知識の普及と理解を深め、病気によって患者やその家族が差別や偏見を受けることのない地域をつくることが必要です。

意識調査結果 問 28：感染症患者等の人権について、特に問題があると思うことはどのようなことですか
(複数回答可)



(2) 今後の取組

○感染症患者等に関する正しい知識の普及・啓発活動の推進

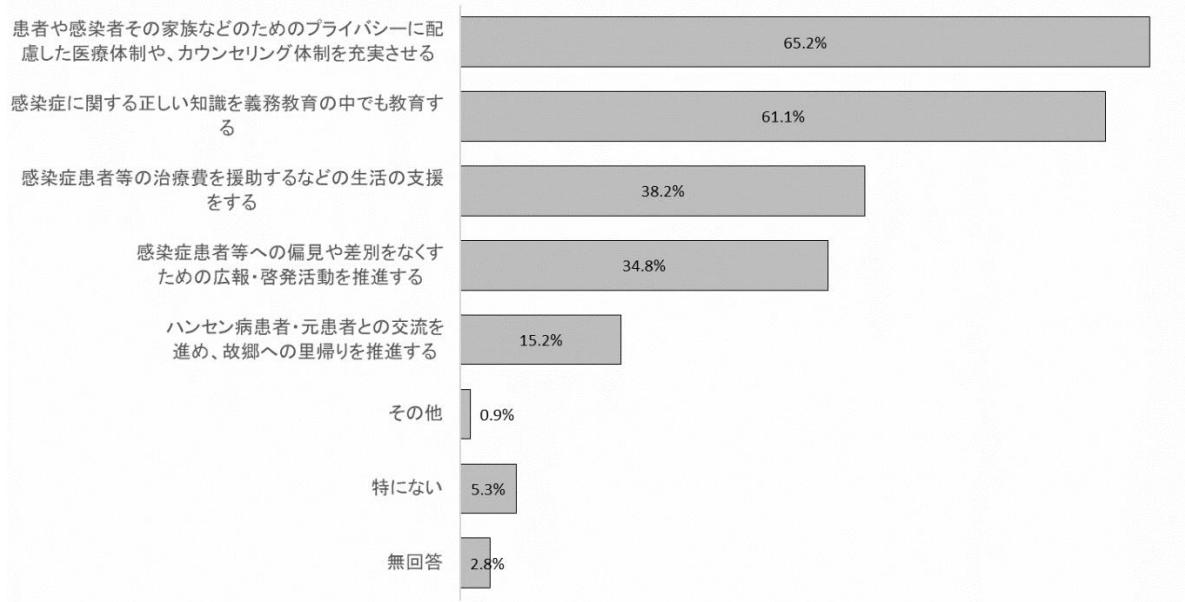
- ・感染症に関する正しい知識を義務教育の中でも教育し、感染症患者等に対する偏見や差別を生み出さないようにするとともに、感染予防の普及を図ります。
- ・市民に対して、感染症患者等に対する偏見や差別をなくすための広報・啓発活動に取り組みます。
- ・啓発活動の一環として、結核予防週間、エイズ検査普及週間、世界エイズデー、ハンセン病募金強化月間等の国や県等の啓発事業を周知していきます。

○相談体制の充実

- ・保健所のエイズ検査相談窓口などの、感染症に関する相談窓口等を広く市民に周知していきます。

意識調査結果 問 29：感染症患者等の人権を守るためにには、特にどのようなことが必要だと思いますか

(複数回答可)



8 インターネット上での人権侵害



(1) 現状と課題

近年、インターネットの急速な普及は、利用者に大きな利便性をもたらしている一方で、インターネットの匿名性や情報発信の容易さ等を悪用して、他人を誹謗中傷する、プライベートな情報を無断で公開するなどの人権を侵害する行為が発生していることも問題となっています。

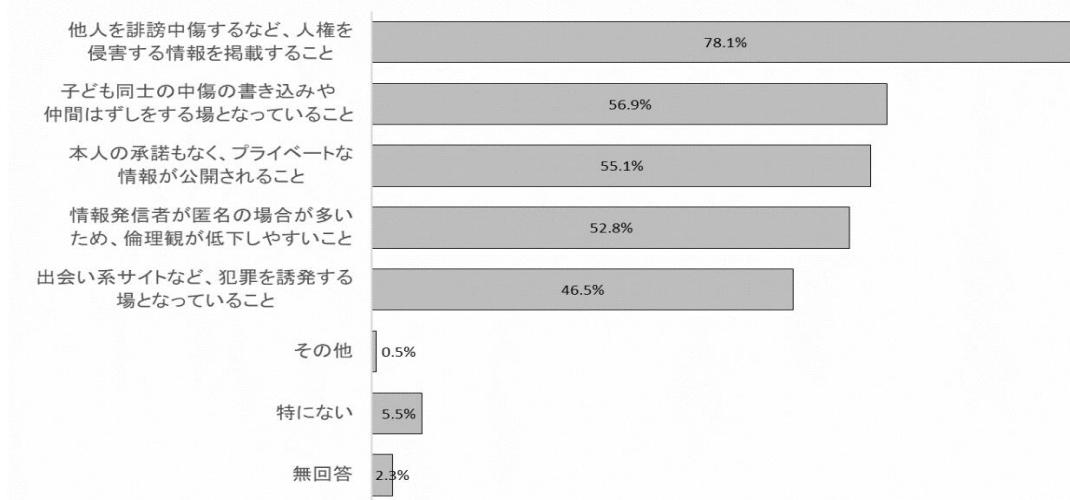
また、インターネット利用者の低年齢化が進んだことにより、SNSを介して子ども同士の中傷の書き込みや仲間はずしをする場になっており、その状況を把握することも難しくなっていることから、特に子どものインターネット利用に対する対策を行う必要があります。

こうした状況を考慮し、国は、2002年（平成14年）に「プロバイダ責任制限法」を施行し、発信者情報の開示要求や被害者からの削除要請が認められるようになりました。2009年（平成21年）には「青少年ネット規制法」を施行し、青少年を有害情報から守るために、インターネット接続事業者等にフィルタリング（閲覧制限）サービス等の提供が義務付けられました。

しかし、そのような規制を強化しても、いったんインターネット上に掲載された情報は急速に拡大し、その情報を完全に削除することは極めて困難であるため、決定的な解決には至らない場合があります。そのため、規則や罰則を強化するだけでなく、子どもを含めたインターネット利用者に対して教育や啓発をしていくことが必要です。

また、現代はSNSが急速に普及し、フェイク情報（偽情報）が瞬時にして世界中に拡散していきます。人権課題に関する情報を適切に判断し、正しく取り扱う能力（情報リテラシー）を高めることも必要です。

意識調査結果 問30：インターネット上での人権侵害について、特に問題があると思うこと（複数回答可）



(2) 今後の取組

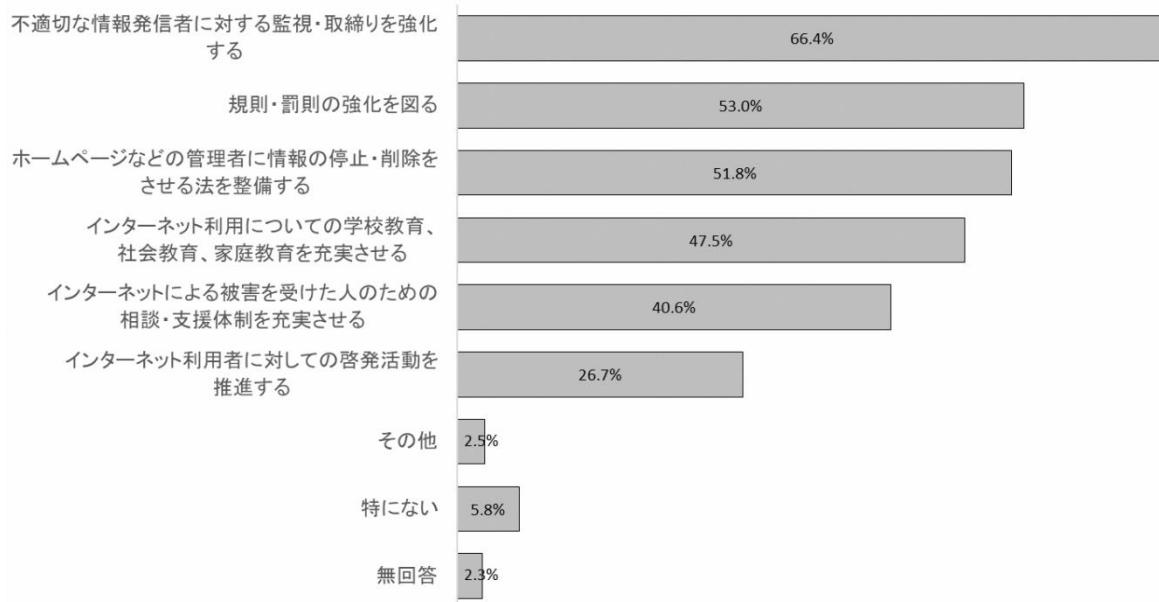
○情報モラル※の啓発

- ・学校では、児童生徒が中傷の書き込みや仲間はずしをするなどのインターネット上の問題や犯罪に巻き込まれないように指導をする教育に努めます。
- ・また、児童生徒に対する指導だけでなく、保護者を対象にした研修会を実施し、児童生徒をインターネットに関わる被害から守るための効果を高めるように取り組んでいきます。
- ・広く市民に対しても、インターネットを利用する際、人権を侵害するような情報の掲載をしないことはもちろん、利用上のルールやモラルを守るよう啓発に取り組んでいきます。

○関係機関との連携

- ・インターネット上での、誹謗中傷などの人権を侵害する情報の掲載確認や対応について、関係機関と連携を図って取り組んでいきます。

意識調査結果 問 31：インターネットによる人権侵害をなくすためには、特にどのようなことが必要だと思いますか
(複数回答可)



※情報モラル：インターネット等の利用によって、自らを危険にさらしたり、他者を害したりしないようにするための考え方や道徳上の規範のこと。

9 性的マイノリティ



(1) 現状と課題

人権に関する市民意識調査における「どの人権問題に关心がありますか」の設問において、LGBTQの方などの人権問題は、前回調査（5年前）の順位では10番目（12.3%）でしたが、今回の調査では8番目（19.4%）と上昇し、本市での関心度も次第に高くなっています。

人は必ずしも生物学的な性と自己意識の性（こころの性）が一致しているとは限らず、生物学的な異性を好きになるとも限りません。女性が女性を好きになるレズビアン、男性が男性を好きになるゲイ、男性も女性も好きになるバイセクシャル、からだとこころの性が一致しないトランスジェンダー、性的指向を探しているクエスチョニングの頭文字をとってLGBTQという言葉が、よく聞かれるようになってきました。また、近年では性的マイノリティ（性的少数者）であるLGBTQのみに留まらず、すべての人が持っている性的指向と性自認を表す概念として、SOGI^{*}という言葉も注目されています。

人種や居住地を問わず、全世界において一定の割合でLGBTQに該当する人がおり、日本でも人口の約8%以上を占めていると言われていますが、周囲の理解が進んでいないために差別や偏見につながる恐れがあります。また、LGBTQに対する知識や理解度が低い地域ほど、そこに住む当事者はより強く生きづらさを感じていると推測され、偏見や人権侵害も発生しやすくなることが考えられます。

LGBTQに対する偏見や人権侵害を防ぐために、人権に関する市民意識調査の意見でもあるように、本市でも教育や広報・啓発活動等を通じて理解を深めていくよう努めます。

(2) 今後の取組

○性的マイノリティに関する理解促進

- ・性的指向や性自認に対する正しい知識や理解を深めるため、広く市民を対象とした講演会や啓発活動を実施します。

○性的マイノリティの人権に配慮した支援

- ・県がパートナーシップ制度の導入を表明したことから、同制度の運用における本市の対応を検討します。

*SOGI : Sexual Orientation（性的指向） and Gender Identity（性自認）の略。「ソギ」または「ソジ」と読む。性的指向や性自認に関連した差別的な言動、いじめや暴力、嫌がらせ、学校や職場等での社会生活上の不利益が生じることを総称して「SOGIハラスメント（略してSOGIハラ）」と表すこともある。



これまで個別に取り上げた人権問題のほかにも、人権に関する市民意識調査で関心があるとされた問題や、国が「人権課題」としてあげている問題があります。

○北朝鮮当局による拉致問題

1970年代から1980年代にかけて、日本人が不自然な形で行方不明となった事件が発生し、北朝鮮当局による拉致の疑いが持たれるようになりました。そして、2002年（平成14年）9月の日朝首脳会談において、北朝鮮当局が初めて日本人の拉致を認め、謝罪し、同年10月に新潟県出身の3人を含む5人の拉致被害者が帰国しました。

しかし、国が認定した北朝鮮当局による拉致被害者その他に、拉致された可能性を完全に排除できない失踪者、いわゆる特定失踪者の方も数多くおられるにもかかわらず、北朝鮮当局はいまだに問題の解決に向けた具体的行動をとっておらず、北朝鮮に残されているすべての拉致被害者の安全を確保し、速やかに日本に連れ戻さなくてはなりません。北朝鮮当局による拉致問題は、深刻な人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

2006年（平成18年）に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、地方自治体と国が連携し、拉致問題による人権侵害に関する啓発を図るよう努めることになりました。

本市では、2023年（令和5年）に拉致被害者の蓮池薰氏を講師にお招きし、市内すべての中学校で人権啓発講演を行いました。拉致問題を直接知らない若い世代が、現在も解決していない人権問題として認識を深める貴重な機会となりました。今後も、国や県の拉致問題解決に向けた施策、特定失踪者や拉致被害者の家族会などの活動に連携・協力するとともに、さまざまな機会を通して市民に対し問題の解決を訴えるなど、全面解決に向けた取組に努めます。

また、拉致被害者等が、帰国後に安心して暮らすことができるよう配慮します。

○東日本大震災に起因する人権問題

2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う原子力発電所の事故により、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。そのような中で、放射線被ばくについての風評等により、子どもが避難先の学校でいじめられたり、賠償金に関する嫌がらせを受けたりした等の人権問題が、各地で発生しています。

本市でも、福島県から避難された方々が生活しています。放射線等についての正しい知識や理解を深めるなど、根拠のない風評に惑わされることなく、避難されている方々の心情を思いやり、人権侵害や偏見・差別が起こることのないよう啓発活動を推進します。

○犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は、精神的・経済的に大きな苦悩を強いられます。それだけでなく、マスメディアによる行き過ぎた取材や報道によるプライバシーの侵害、インターネット上での興味本位のうわさや心ない中傷などにより名誉が傷つけられるなどの二次的被害の問題が指摘されています。

犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、2005年（平成17年）に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。本市では、2023年（令和5年）に小千谷市犯罪被害者等見舞金支給要綱を制定し、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者に対し、犯罪被害者等見舞金を支給することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を支援することとしています。また、犯罪被害者等の支援団体と連携を図るとともに、犯罪被害者やその家族の人権に配慮するよう啓発活動を推進します。

○新潟水俣病被害者等

県内の重大な人権問題に新潟水俣病問題があります。有機水銀が阿賀野川に排出されたことにより、流域の住民に健康被害が発生しただけでなく、その被害者や家族に対し病気を理由とした偏見や差別を生み出したという問題です。また、補償金を受け取ることで中傷を受けることもあります。患者であることを言い出せない人もいます。

県は2009年（平成21年）に「新潟水俣病地域福祉推進条例」を制定し、患者の人権に配慮した施策を進めていますが、今なお被害者の苦しみは続いている。県をはじめとする関係機関、団体と連携して、新潟水俣病に対する偏見や差別を解消するための啓発活動を推進します。

○刑を終えて出所した人

刑を終えて出所したとしても、罪を犯したとされる人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職や住居の確保が困難であるなど、社会復帰を目指す人たちにとって、厳しい状況にあります。そのため更生が妨げられ再犯をしてしまうなど、社会的にも大きな損失となってしまうことが考えられます。

刑を終えて出所した人が円滑な社会復帰をするには就労支援が必要です。2024年（令和6年）2月1日現在、市内では「協力雇用主」（犯罪や非行をした人の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用し、または雇用しようとする事業主の方々）として4社が国に登録をしています。周囲の人々や地域社会の理解や協力が得られるよう、啓発を推進します。

○その他

「人権課題」として、国は「アイヌの人々」、「ホームレス」などに関する問題も掲げています。これらを含め、あらゆる人権問題に対して市民の一人ひとりが理解を深めるよう教育・啓発を推進します。

第5章 計画の実現に向けて

1 庁内体制の整備

本計画の施策を総合的かつ効果的に推進するためには、庁内の連携・協力が必要となることから、関係課による「庁内人権教育・啓発推進会議」を組織し、縦割り行政の弊害を排し、相互の情報共有を図りながら、緊密な連携体制を整備します。

庁内すべての関係課等は、この計画の趣旨を十分に踏まえ、各種施策を積極的に推進することとします。

2 関係機関等との連携

(1) 行政機関との連携

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、国や県の担当部局と協力を図っていきます。

また、中越地域人権啓発活動ネットワーク協議会（新潟地方法務局の中越地域各支局、長岡人権擁護委員協議会を含む管内各人権擁護委員協議会及び本市を含む管内各市町村で構成）などの関係機関との連携を強化し、情報の共有や事業の共催などを積極的に行い、地域の人権課題の実態把握に努め、効果的な人権教育・啓発を推進します。

(2) 関係団体等との連携

行政機関に限らず、さまざまな事業所や人権関係団体などとも連携し、人権教育・啓発を推進していきます。

このため、事業所や関係団体などへの情報提供を行うとともに、相互の交流を深め、市民協働で幅広い組織づくりなど連携・協力体制の強化を図りながら、効果的な人権教育と人権啓発を推進します。

3 計画の評価と見直し

本計画の推進に当たっては、学識経験者や関係団体等で構成する「小千谷市人権教育・啓発推進懇談会」において、施策の進捗状況を点検及び評価し、その結果を以後の施策に反映させるように努めます。

計画の見直しに際しては、市民意識調査の結果及び各種施策の進捗状況を検証し、その結果等を、次期計画に反映させます。

4 数値目標

本計画をより実効性のあるものとするためには、実施した施策の成果や達成状況を数値により示すことが重要です。

第1次計画を策定した際に設定した数値目標については、6項目すべてにおいて達成することができませんでした。この結果を真摯に受け止め、次期計画改定の際に実施する市民意識調査（令和9年度に予定）では、第1次計画の数値目標を参考に施策指標として目標値を設定し、第2次計画期間中において、より実効性のある施策を推進することによって、改めてその達成に努めます。

項目	【計画策定前】 実績値 (平成29年度)	【第1次】 目標値 (令和4年度)	【第1次】 実績値 (令和4年度)	【第2次】 目標値 (令和9年度)
「人権や差別の問題に関心があるか」の問い合わせに「関心がある」、「少し関心がある」と回答する人の割合	78.2%	85.0%	75.8%	85.0%
「身のまわりでは人権が守られているか」の問い合わせに「守られている」、「だいたい守られている」と回答する人の割合	85.7%	90.0%	86.8%	90.0%
自分の人権が侵害されたと感じたことがない人の割合	62.0%	70.0%	65.4%	「過去5年間で」 75.0%
同和問題や同和地区があることを知っている人の割合	49.7%	60.0%	52.5%	60.0%
部落差別解消推進法を知っている人の割合	13.5%	30.0%	15.0%	30.0%
身元調査についての問い合わせに「ある程度はしかたがない」、「当然のこと」と回答する人の割合	56.1%	45.0% 未満	49.7%	40.0% 未満
【新規】市民意識調査の回収率	50.5%	—	43.4%	55.0%

＜参考資料＞

- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・新潟県人権教育・啓発推進基本指針（抄）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
- ・部落差別の解消の推進に関する法律
- ・性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律
- ・小千谷市人権教育・啓発推進体制（委員名簿）
- ・人権関係相談窓口一覧

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000年（平成12年） 法律第147号

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

新潟県人権教育・啓発推進基本指針（抄）

2004年（平成16年）4月

第1章 基本的な考え方

1 基本指針策定の趣旨

国際連合において、1948（昭和23）年、基本的人権を確保するために、すべての人々や国が達成すべき共通の基準としての「世界人権宣言」を採択した。

それ以来、多数の人権関連条約の採択や国際年の設定など人権が尊重される国際社会の実現に向けて、様々な取組がなされてきた。

わが国においても、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法を制定し、この憲法のもとで、国政の全般にわたり人権に関する諸施策や諸制度の整備に努めてきており、本県においても、これまで、県民が人権を尊重するという視点に基づき、あらゆる行政分野で諸施策を推進してきた。

しかし、現状では、これまでの取組が十分とは言えず、依然として解消されていない部落差別をはじめ、児童虐待や女性に対する暴力、障害者・高齢者・外国人に対する偏見、北朝鮮による拉致被害など様々な人権侵害が問題となっており、また、国際化、高齢化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に対する新たな課題も発生している。

こうした中、人権の世紀と言われる21世紀にふさわしい社会の実現を目指していくためには、これまでにも増して、県民の人権意識の高揚に対する取組に一層の努力を行い、「県民一人ひとりがすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」意識を高める必要がある。

このため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。）に明記されている人権教育及び啓発に関する施策の策定とその実施についての地方公共団体の責務に基づき、人権に配慮した行政の推進や人権意識の向上のための教育及び啓発など本県が取り組むべき施策の方向を明らかにし、総合的な取組を推進するため本基本指針を策定する。

2 基本指針の目標と基本理念

「人権」は人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない普遍的な権利であることから、日本国憲法においても「基本的人権は侵すことのできない永久の権利」として保障されている。

この指針では、基本理念としてすべての人の人権が尊重される社会づくりを目指し、「県民一人ひとりがすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」社会の実現を目標とする。

そして、この実現に向けて、個人の価値観や文化の違いに偏見を持つことなく、一人ひとりの個性や多様性を認め合い、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付くよう教育・啓発を進める。

3 基本指針の性格

この基本指針は、国際連合の決議を受けて国において策定された「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」（以下「国連10年国内行動計画」という。）の趣旨を踏まえ、また、人権教育・啓発推進法に則り、本県が取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向を示すものである。同時に、「新潟県長期総合計画 21世紀最初の10年計画 新潟・新しい波」（2001～2110）と整合性を持ち、本県が実施する人権施策に係る基本指針となるものである。

また、市町村においても人権教育・啓発推進法に則り、人権教育・啓発に積極的に取り組む責務があるとともに、企業、団体等をはじめ県民一人ひとりが人権意識の高揚に寄与するよう努めることが求められている。

4 基本指針策定の背景

(1) 國際的動向 (略)

(2) 国の動向 (略)

(3) 本県の動向

本県では、これまで府内関係課で構成する「新潟県同和対策連絡会議」を設置するとともに、「同和対策総合計画」を策定して同和問題の解決のため各種施策を行ってきた。

また、個別の人権課題ごとに、「新潟県長期総合計画」と整合した独自の計画や方針を持ち、それぞれ人権に配慮した施策を実施してきた。

これらの施策の推進に当たっては、国や市町村、関係団体等と連携しながら、課題の解決に取り組んできたところであるが、各分野とも依然として多くの課題が残されている。

今後は、この基本指針に則し、国際連合や国の動向、人権教育・啓発推進法の趣旨やこれまで実施してきた施策の成果などを踏まえ、県民の人権に対する意識の高揚と心の豊かさの実現に向けて、県として取り組むべき人権行政の全般にわたり諸施策を着実に実施していく必要がある。

第2章 様々な場を通じた人権教育・人権啓発の推進 (略)

第3章 分野別人権施策の推進 (略)

第4章 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育の推進 (略)

第5章 人権施策推進に向けて

1 県の基本姿勢

県は、この基本指針に基づき、人権に配慮した行政の推進や人権意識向上のための教育・啓発などに総合的に取り組む。

(1) 府内推進体制の整備

この基本指針に基づく施策の推進に当たっては、府内体制として「新潟県人権施策推進会議（仮称）」を設置し、府内の密接な連携のもとに諸施策を推進する。

- (2) 人権尊重の視点に立った職務遂行
県職員一人ひとりが人権尊重の視点に立って職務を行うよう取り組む。
- (3) 人権課題への適切な対応
人権課題について、国、市町村、民間団体等と連携を図り、その状況を的確に把握し、適切な対応を図る。
- (4) 職員に対する研修等の実施
県職員一人ひとりの人権意識の高揚を図るために、職員に対する各種講演会や研修会を実施する。

2 関係機関等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、社会全体の取組が必要であり、国、市町村、民間団体等がそれぞれの役割に応じて協力し、連携し、全県的に取り組むことが重要である。

(1) 国との連携

国が実施する「人権啓発フェスティバル」などの人権関係施策に参加するとともに、法務局、人権擁護委員連合会、人権啓発活動ネットワーク協議会等と連携しながら人権教育・啓発活動に取り組む。

(2) 市町村との連携

第1章で述べたとおり、市町村は、人権教育・啓発に努める責務がある。

このため、市町村に対し、人権教育・啓発への積極的な取組を促すとともに、情報提供や助言等の支援を行うなど、市町村と連携を図りながら人権教育・啓発を推進する。

(3) 民間団体等との連携

人権問題の解決を目指す多くの企業やNPOなどの民間団体に対しての情報の提供、助言を行うなど、その活動を支援し連携を図りながら、人権啓発の効果的な推進に努める。

3 基本指針の見直し

この基本指針は、国際連合や国の動向、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて、各人権分野の有識者等で構成する懇談会に提言を求め、見直しを行い、内容の充実を図る。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）

2013年（平成25年） 法律第65号

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第7号、第10条及び附則第4条第1項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- ニ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- ホ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの

へ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。口において同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人（同法第 21 条第 3 号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第 4 条 国民は、第 1 条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第 5 条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第 2 章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第 6 条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会

の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(略)

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に

対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

（略）

（事業主による措置に関する特例）

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の关心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

- 2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。
- 3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

以下（略）

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

2016年（平成28年） 法律第68号

前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるも

のとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

2016年（平成28年） 法律第109号

（目的）

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

令和 5 年 6 月 23 日 法律第 68 号

(目的)

第 1 条 この法律は、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵（かん）養し、もって性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダー・アイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第 3 条 性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダー・アイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダー・アイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行わなければならない。

(国の役割)

第 4 条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第 6 条 事業主は基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本の理念にのっとり、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第 10 条第 3 項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第 7 条 政府は、毎年 1 回、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第 8 条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 6 政府は、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね 3 年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第 3 項から第 5 項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等)

第 9 条 国は、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第 10 条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興

並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダー・アイデンティティ理解増進連絡会議)

第 11 条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダー・アイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るために連絡調整を行うものとする。

(増進の実施等に当たっての留意)

第 12 条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はびジェンダー・アイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府はその運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第 2 条 この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする

○人権関係相談窓口一覧

●小千谷市の相談窓口

相談内容	機 関 名	住所・電話番号	備 考
人権問題全般	市民生活課 市民係	城内 2-7-5 市役所庁舎内 ☎83-3509	男女共同参画、D V、 L G B T Q、女性の人 権に関すること、部落 問題、その他人権に関 すること
保育園・認定こども園 に関すること	教育・保育課 保育係	城内 4-1-38 あすえ～る内 ☎83-3519	
家庭児童相談	健康・子育て応援課 子育て応援係	城内 4-1-38 あすえ～る内 ☎83-3640	ひとり親、児童虐待 など
教育相談	教育センター	土川 1-5-53 ☎82-6750	
青少年相談	青少年育成センター	教育センター内 ☎82-6771 (相談専用番号)	学校や家庭生活での 悩みなど
高齢者に関すること	地域包括支援センター	市役所庁舎内 ☎83-0807	高齢者虐待、成年後見 制度など
障がいに関すること (身体・知的障がい)	福祉課 障がい福祉係 (障がい者虐待防止セ ンター併設)	市役所庁舎内 ☎83-3517	
障がいに関すること (精神障がい)	健康・子育て応援課 健康増進係	城内 4-1-38 あすえ～る内 ☎83-3640	
障がいに関すること (全般)	障がい者基幹相談支援 センター	市役所庁舎内 ☎81-0017	

●関係機関の相談窓口

相談内容	機 関 名	住所・電話番号	備 考
人権問題全般	みんなの人権 110 番	☎0570-003-110(全国共通)	法務省による電話相談窓口
女性の人権に関すること	女性の人権 ホットライン	☎0570-070-810(全国共通)	
子どもの人権に関すること	子どもの人権 110 番	☎0120-007-110(全国共通・無料)	
外国人のための人権相談	外国語人権相談 ダイヤル	☎0570-090-911(全国共通)	法務省による電話相談窓口 (英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語)
人権問題全般	新潟地方法務局 長岡支局	長岡市千歳 1-3-91 ☎33-6901	
いじめ相談	いじめ相談メール	E メール： ijime@mailsoudan.org	県教育庁による メール相談窓口
	24 時間子ども SOS ダイヤル	☎0120-0-78310(全国共通・無料)	県教育庁による 電話相談窓口
DV相談	DV 相談 + (プラス)	☎0120-279-889(全国共通・無料)	内閣府による電話相談窓口
	DV・児童虐待フリー ダイヤル	☎0120-26-2928	県女性福祉相談所による電話相談窓口
	長岡市配偶者暴力 相談支援センター	☎33-1233	長岡地域定住自立圏による 電話相談窓口
男女平等推進に 関すること	新潟県男女平等推 進相談室	新潟市中央区上所2-2-2 (新潟ユニゾンプラザ 3 階) ☎025-285-6605	
	ウィルながおか相 談室(長岡市男女平等 推進センター内)	長岡市大手通 2-2-6 (ながおか市民センター2 階) ☎39-9357	仕事・職場・家庭・からだについて の悩みなど(長岡地域定住自立圏 による相談窓口)
労働に関するこ と	新潟労働局 雇用環境・均等室	新潟市中央区美咲町 1-2-1 (新潟美咲合同庁舎 2 号館) ☎025-288-3501	ハラスメントに関するこ と
	ハローワーク 小千谷	小千谷市城内 2-6-5 ☎82-2441	公正採用選考に関するこ と
	新潟県労働委員会 (新潟県庁内)	新潟市中央区新光町 4-1 ☎025-280-5544	
エイズに関する こと	長岡地域振興局 健康福祉環境部 医薬予防課	長岡市沖田 3-2711-1 (長岡保健所内) ☎36-8120	
同和問題に関す ること	新潟県人権・同和セ ンター	新潟市中央区川岸町 2-11-4(高校会館 1 F) ☎025-211-4740	

○小千谷市人権教育・啓発推進懇談会 委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

(敬称略・順不同)

氏 名	役 職 等	備 考
秋 山 正 道	新潟工科大学 教授	会 長
田 村 恵美子	人権擁護委員	
高 田 紀 子	小千谷市校長会 小千谷市立吉谷小学校長	
柳 屋 純 子	長岡地域振興局 健康福祉環境部医薬予防課 保健予防係長	
麻 田 秀 潤	新潟県人権・同和センター 人権啓発講座講師	
長谷川 均	部落解放同盟新潟県連合会 執行委員長	
小 川 恭 男	小千谷市民生委員児童委員協議会会长	
羽 鳥 成 彰	小千谷市社会福祉協議会 総務課 事務局次長	
渡 辺 あづさ	小千谷市社会福祉協議会 在宅支援事業課 課長	
滝 沢 敬 一	長岡公共職業安定所 小千谷出張所	
片 岡 朋 子	小千谷市社会教育委員	
勝 又 武	公募委員	

